

ハ 総トン数十五トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

ハ 別表第一のずわいがに漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域においてかごを使用してベにずわいがにをとることを目的とする漁業

十七 いか釣り漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業

（許可の申請）

第三条 法第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）による漁船の登録の謄本

二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）に基づく船舶検査証書の写し

三 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

四 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

五 二人以上が共同して申請する場合には、当該漁業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面

六 法第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 申請に係る船舶が、法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める基準を満たす船舶であることを明らかにする書類

八 申請が法第四十五条の規定によつてする許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のか、許可をするかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 許可を受けようとする者は、法第四十五条第一号に該当する場合は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一ヶ月までの間に、第一項の申請書を提出しなければならない。

(起業の認可の申請)

第四条 法第三十八条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 別記様式第二号による船舶件名書

二 前条第一項第四号から第六号までに掲げる書類

三 申請が法第四十五条の規定によつてする起業の認可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。（許可の申請後船舶が滅失し、又は沈没した場合）

第五条 許可の申請をした後に、当該申請に係る船舶が滅失し、又は沈没した場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、当該申請が法第四十二条第一項の申請すべき期間内にしたものであるときは、当該申請は、同項の規定による起業の認可の申請とみなす。

3 第一項の場合において、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであるときは、当該申請は、同条第三号の規定による起業の認可の申請とみなす。

4 前項の規定にかかわらず、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであつて、当該申請をした者が、当該申請をした後に同条第三号の規定により他の船舶について許可の申請をしたときは、当該申請は、当該他の船舶についてしたものとみなす。

5 前項の場合において、当該申請は、法第四十五条第一号の規定の適用については、許可を受けた船舶と同一の船舶についてした申請とみなす。（許可等の申請後申請者が死亡し、解散し、又は分割をした場合）

第六条 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散した場合は分割をした場合

し、若しくは分割（当該申請に係る船舶を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人若しくは当該分割によつて当該船舶を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事實を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（制限措置）

第七条 法第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数

二 操業区域

三 漁業時期

四 漁具の種類その他の漁業の方法
(許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る特別の事情)

第八条 法第四十二条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、国際交渉との関係上船舶の隻数が定められることとなつた大臣許可漁業について、三月以上の申請期間を定めて同条第一項の規定による公示をすれば当該大臣許可漁業の操業の時機を失し、当該大臣許可漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。
(許可の有効期間)

第九条 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

(変更の許可の申請)

第十条 法第四十七条の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 大臣許可漁業の種類

三 法第三十六条第一項の許可に係る船舶の名称

四 法第三十六条第一項の許可を受けた年月日及び許可番号

六 変更の内容

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請が受けられた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。
(起業の認可の変更の許可)

第十一條 起業の認可を受けた者が、その起業の認可を受けた船舶の総トン数、操業区域、漁業時期又は漁具の種類その他の漁業の方法を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
(相続又は法人の合併若しくは分割の届出)

第十二条 法第四十八条第一項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、同条第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、相続又は法人の合併若しくは分割のあつたことを証する書面を添えなければならぬ。

(休業期間の制限)

第十三条 法第五十一条第一項の農林水産省令で定める期間は、許可を受けた日から一年間又は引き続き二年間とする。

(資源管理の状況等の報告)

第十四条 法第五十二条第一項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

法第五十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 許可に係る船舶の名称、総トン数その他当該船舶に関する情報

三 許可番号

四 報告の対象となる期間

五 漁獲量その他の漁業生産の実績

六 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況

七 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

八 財務の状況

九 その他必要な事項

10 第一項の報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条、第三十二条（第三十六条において准用する場合を含む。）及び第一百六条において同じ。）を当該遠底船舶により航行する場合には、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により航行する場合には、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。

第五節 東シナ海はえ縄漁業

第三十一条 東シナ海はえ縄漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶に表示された漁船による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

第六節 大西洋等はえ縄等漁業

第三十二条 大西洋等はえ縄等漁業の許可に係る船舶（以下この条において「許可船舶」といいう。）の船長は、外国の領海又は排他的経済水域を当該許可船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いすれかの外國から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該船舶の外部に別表第六に定められた登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

第七節 太平洋底刺し網等漁業

（信号符字等を表示しない船舶の使用禁止）

第三十二条の二 太平洋底刺し網等漁業の許可を受けた者は、北太平洋条約海域においては、当該許可に係る船舶の外部に別表第六に定めるところにより信号符字又は漁船登録番号の前に「JP—」を付したもの（以下「信号符字等」という。）を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十三条 第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。

第八節 大中型まき網漁業

（国際信号書の備付け義務）

第三十四条 大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、中

西部太平洋条約海域のうち公海（我が国及び外

国）の排他的経游水域を除く。以下同じ。）にお

いては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のものの写しを当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船並びに

第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けなければならない。

（信号符字等を表示しない船舶の使用禁止）

第三十五条 大中型まき網漁業者は、中西部太平

洋条約海域のうち公海及び北太平洋条約海域に

おいては、許可船舶等の外部に別表第六に定めるところにより信号符字等を表示しなければならぬこと。

（監視の義務）

（聴守義務）

第三十六条 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては常時二千百八十二キロヘルツ又は百五十六・八メガヘルツの周波数で聴守をしなければならない。

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十七条 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海（大中型まき網漁業の許可に係る操業区域を除く。）又は中西部太平洋条約の締約国である外国（以下この条において「条約締約国」という。）の領海若しくは排他的経済水域（大韓民国にあつては別表第五の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国においては、いすれかの外國から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

（大中型まき網漁業に係る漁具の制限）

第三十八条 許可船舶等の船長は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域においては、当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

（運搬船の届出）

第三十九条 許可船舶等の船長は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

（運搬船の届出）

第四十条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶（以下この項において「運搬船」という。）により輸送する場合には、あらかじめ、当該許可に係る船舶ごとに、別記様式第四号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

（運搬船に係る漁船法による漁船の登録の登録の賃本）

第四十一条 大中型まき網漁業者は、当該漁業に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

（運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し）

第四十二条 大中型まき網漁業者は、前項の届出事項に変更生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（運搬船に係る漁船法による漁船の登録の登録の賃本）

第四十三条 大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域においてさめ（くろとがりざめ及びよごれに限る。以下この条において同じ。）を採捕し、インド洋協定海域において体長六十七センチメートル未満のかじき（まかじき、しろかじき）にしくろかじき及びばしようかじきに限る。以下この条及び別表第四のかつお・まぐろ漁業の項第十六号において同じ。）を採捕し、又は中西部太平洋条約海域若しくはインド洋協定海域においていとまきえい科を採捕したときは、当該さめ、かじき又はいとまきえい科を販売してはならない。

第四十四条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

第四十五条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

第四十六条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

第四十七条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

第四十八条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

第四十九条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

第五十条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

第五十一条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

第五十二条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

第五十三条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

第五十四条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

第五十五条 基地式捕鯨業の許可を受けた者は、當該命令に従つて命じたときは、當該命令に従つて

（火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本）

一 火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の賃本

二 火船又は魚探船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

三 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以

外の場合には、当該権利を有することを証する書面

四 大中型まき網漁業者は、前項の火船等届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

五 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以

外の場合には、当該権利を有することを証する書面

六 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以

外の場合には、当該権利を有することを証する書面

七 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以

外の場合には、当該権利を有することを証する書面

八 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以

外の場合には、当該権利を有することを証する書面

九 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以

外の場合には、当該権利を有することを証する書面

十 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以

外の場合には、当該権利を有することを証する書面

十一 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以

外の場合には、当該権利を有することを証する書面

十二 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以

外の場合には、当該権利を有することを証する書面

鯨又は稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

（鯨体処理場の使用の許可等）

第四十五条 基地式捕鯨業者は、当該基地式捕鯨

業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

2 基地式捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る

鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。

3 基地式捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

4 第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての基地式捕鯨業の許可が効力を失つたときは、その効力を失う。

（捕獲鯨の表示及び報告）

第四十六条 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

1 捕獲の日時及び位置

2 鯨の種類

3 尾羽に表示した番号

4 鮫の種類

5 尾羽に表示した番号

6 尾羽に表示した番号

7 尾羽に表示した番号

8 尾羽に表示した番号

9 尾羽に表示した番号

10 尾羽に表示した番号

11 尾羽に表示した番号

12 尾羽に表示した番号

13 尾羽に表示した番号

14 尾羽に表示した番号

15 尾羽に表示した番号

16 尾羽に表示した番号

17 尾羽に表示した番号

18 尾羽に表示した番号

19 尾羽に表示した番号

名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度、これに併記しなければならない。

1 捕獲の日時及び位置

2 尾羽に表示した番号

3 尾羽に表示した番号

4 尾羽に表示した番号

5 尾羽に表示した番号

6 尾羽に表示した番号

7 尾羽に表示した番号

8 尾羽に表示した番号

9 尾羽に表示した番号

10 尾羽に表示した番号

11 尾羽に表示した番号

12 尾羽に表示した番号

13 尾羽に表示した番号

14 尾羽に表示した番号

15 尾羽に表示した番号

16 尾羽に表示した番号

17 尾羽に表示した番号

18 尾羽に表示した番号

19 尾羽に表示した番号

20 尾羽に表示した番号

21 尾羽に表示した番号

22 尾羽に表示した番号

23 尾羽に表示した番号

24 尾羽に表示した番号

25 尾羽に表示した番号

26 尾羽に表示した番号

27 尾羽に表示した番号

28 尾羽に表示した番号

29 尾羽に表示した番号

30 尾羽に表示した番号

31 尾羽に表示した番号

32 尾羽に表示した番号

33 尾羽に表示した番号

34 尾羽に表示した番号

35 尾羽に表示した番号

36 尾羽に表示した番号

37 尾羽に表示した番号

38 尾羽に表示した番号

39 尾羽に表示した番号

2 母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度、これに併記しなければならない。

1 捕獲の日時及び位置

2 尾羽に表示した番号

3 尾羽に表示した番号

4 尾羽に表示した番号

5 尾羽に表示した番号

6 尾羽に表示した番号

7 尾羽に表示した番号

8 尾羽に表示した番号

9 尾羽に表示した番号

10 尾羽に表示した番号

11 尾羽に表示した番号

12 尾羽に表示した番号

13 尾羽に表示した番号

14 尾羽に表示した番号

15 尾羽に表示した番号

16 尾羽に表示した番号

17 尾羽に表示した番号

18 尾羽に表示した番号

19 尾羽に表示した番号

20 尾羽に表示した番号

21 尾羽に表示した番号

22 尾羽に表示した番号

23 尾羽に表示した番号

24 尾羽に表示した番号

25 尾羽に表示した番号

26 尾羽に表示した番号

27 尾羽に表示した番号

28 尾羽に表示した番号

29 尾羽に表示した番号

30 尾羽に表示した番号

31 尾羽に表示した番号

32 尾羽に表示した番号

33 尾羽に表示した番号

34 尾羽に表示した番号

35 尾羽に表示した番号

36 尾羽に表示した番号

37 尾羽に表示した番号

38 尾羽に表示した番号

39 尾羽に表示した番号

2 母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度、これに併記しなければならない。

1 捕獲の日時及び位置

2 尾羽に表示した番号

3 尾羽に表示した番号

4 尾羽に表示した番号

5 尾羽に表示した番号

6 尾羽に表示した番号

7 尾羽に表示した番号

8 尾羽に表示した番号

9 尾羽に表示した番号

10 尾羽に表示した番号

11 尾羽に表示した番号

12 尾羽に表示した番号

13 尾羽に表示した番号

14 尾羽に表示した番号

15 尾羽に表示した番号

16 尾羽に表示した番号

17 尾羽に表示した番号

18 尾羽に表示した番号

19 尾羽に表示した番号

20 尾羽に表示した番号

21 尾羽に表示した番号

22 尾羽に表示した番号

23 尾羽に表示した番号

24 尾羽に表示した番号

25 尾羽に表示した番号

26 尾羽に表示した番号

27 尾羽に表示した番号

28 尾羽に表示した番号

29 尾羽に表示した番号

30 尾羽に表示した番号

31 尾羽に表示した番号

32 尾羽に表示した番号

33 尾羽に表示した番号

34 尾羽に表示した番号

35 尾羽に表示した番号

36 尾羽に表示した番号

37 尾羽に表示した番号

38 尾羽に表示した番号

39 尾羽に表示した番号

2 母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度、これに併記しなければならない。

1 捕獲の日時及び位置

2 尾羽に表示した番号

3 尾羽に表示した番号

4 尾羽に表示した番号

5 尾羽に表示した番号

6 尾羽に表示した番号

7 尾羽に表示した番号

8 尾羽に表示した番号

9 尾羽に表示した番号

10 尾羽に表示した番号

11 尾羽に表示した番号

12 尾羽に表示した番号

13 尾羽に表示した番号

14 尾羽に表示した番号

15 尾羽に表示した番号

16 尾羽に表示した番号

17 尾羽に表示した番号

18 尾羽に表示した番号

19 尾羽に表示した番号

20 尾羽に表示した番号

21 尾羽に表示した番号

22 尾羽に表示した番号

23 尾羽に表示した番号

24 尾羽に表示した番号

25 尾羽に表示した番号

26 尾羽に表示した番号

27 尾羽に表示した番号

28 尾羽に表示した番号

29 尾羽に表示した番号

30 尾羽に表示した番号

31 尾羽に表示した番号

32 尾羽に表示した番号

33 尾羽に表示した番号

34 尾羽に表示した番号

35 尾羽に表示した番号

36 尾羽に表示した番号

37 尾羽に表示した番号

38 尾羽に表示した番号

39 尾羽に表示した番号

2 母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第二項の規定によりした塗装を消さなければならぬ場合は、当該塗装を当該漁業に使用してはならない。

1 捕獲の日時及び位置

2 尾羽に表示した番号

3 尾羽に表示した番号

4 尾羽に表示した番号

5 尾羽に表示した番号

6 尾羽に表示した番号

7 尾羽に表示した番号

8 尾羽に表示した番号

9 尾羽に表示した番号

10 尾羽に表示した番号

11 尾羽に表示した番号

12 尾羽に表示した番号

13 尾羽に表示した番号

14 尾羽に表示した番号

15 尾羽に表示した番号

16 尾羽に表示した番号

17 尾羽に表示した番号

18 尾羽に表示した番号

19 尾羽に表示した番号

20 尾羽に表示した番号

21 尾羽に表示した番号

22 尾羽に表示した番号

23 尾羽に表示した番号

24 尾羽に表示した番号

25 尾羽に表示した番号

26 尾羽に表示した番号

27 尾羽に表示した番号

28 尾羽に表示した番号

29 尾羽に表示した番号

30 尾羽に表示した番号

31 尾羽に表示した番号

32 尾羽に表示した番号

33 尾羽に表示した番号

34 尾羽に表示した番号

35 尾羽に表示した番号

36 尾羽に表示した番号

37 尾羽に表示した番号

38 尾羽に表示した番号

39 尾羽に表示した番号

2 母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第二項の規定によりした塗装を消さなければならぬ場合は、当該塗装を当該漁業に使用してはならない。

1 捕獲の日時及び位置

2 尾羽に表示した番号

3 尾羽に表示した番号

4 尾羽に表示した番号

5 尾羽に表示した番号

6 尾羽に表示した番号

7 尾羽に表示した番号

し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 当該陸揚げ又は転載の年月日

二 当該陸揚げ若しくは転載を行う港の名称又は当該転載を行う海域

三 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品が大西洋くろまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

四 漁獲物又はその製品の量（大西洋のまぐろの保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当てに係る当該外国等別の大西洋くろまぐろの量を含む。）

口 次に掲げる事項

五 製品がみなみまぐろの場合にあっては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量（みなみまぐろの保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当てに係る当該外国等別のくろまぐろ又はみなみまぐろ以外である場合にあっては、当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量を含む。）

ロ 次に掲げる事項

六 当該陸揚げ又は転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号

七 当該転載に係る運搬船の名称及び信号符字（さめの魚体の所持等の制限）

2 届出事項に変更を生じたときは、速やかにその届出事項に変更を生じたときは、次に掲げる行為をしなければならない。

八 当該転載に係る漁業者が、前項各号に掲げる旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

九 当該さめの全部（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二 当該さめ（インド洋協定海域及び中西部太平洋条約海域において採捕したもの（インド

洋協定海域においては、船上において冷凍保存するものを除く。）に限る。）を陸揚げまでに掲げる場合は、この限りでない。

三 当該さめを陸揚げするときに、前二号の規定により所持したものと陸揚げすること。

第六十三条 第三十四条から第三十八条までの規定は、かつお・まぐろ漁業に準用する。この場合において、第三十四条中「当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」といいう。）とあり、及び第三十五条から第三十七条までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

第六十四節 中型さけ・ます流し網漁業（塗装しない船舶の使用禁止）

受けた者（以下「中型さけ・ます流し網漁業者」という。）であつて、太平洋の海域（日本海の海域を除く。）を当該許可において操業区域の全部又は一部とするものは、当該許可に係る船舶の船橋（船橋がある場合には、船橋樓。以下この項において同じ。）及び船橋と同一の甲板上にあるげんしようの外面のうちその下端から五十センチメートル上方に至る帶状の部分を赤色で、その他の満載状態における喫水線上の船体の外面（甲板を除く。）を白色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

二 各連に装着する全ての浮標に当該許可に係る許可番号及び連番号を表示すること。

（一定の浮標の使用禁止）

（第六十九条 日本海べにずわいがに漁業者、海中へ任意に沈降させ、又は海上へ任意に浮上させることができるものとされることができる音波浮上式ブイその他の浮標を当該漁業に使用してはならない。

第六十九条 第五十六条第二項の規定は、中型さけ・ます流し網漁業に準用する。

第六十九条の二 第三十二条の二の規定は、いか釣り漁業について準用する。

第三章 知事許可漁業

第一节 総則

（知事許可漁業の種類）

第七十条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一 中型まき網漁業 総トン数五トン以上四十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業（漁獲物等の転載制限）

二 中型さけ・ます流し網漁業

（第六十五条 中型さけ・ます流し網漁業者は、その浮標に当該許可に係る許可番号を明瞭に表示した流し網以外の流し網を当該漁業に使用してはならない。ただし、当該かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。）

第六十二条 かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。

一 当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二 当該さめ（インド洋協定海域及び中西部太平洋条約海域において採捕したもの（インド

洋海べにずわいがに漁業について準用する。）において総トン数五トン以上の動力漁船により船びき網を使用して行う漁業を目的とする場合にあっては、総トン数二十トン未満の動力漁船により底びき網を使用し得ない事由がある場合は、この限りでない。

第六十六条 中型さけ・ます流し網漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、船舶の損傷その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

第六十七条 日本海べにずわいがに漁業を受けた者（以下「日本海べにずわいがに漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を各二十センチメートルの幅で帶状に赤色及び青色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

二 第五十六条第二項の規定は、日本海べにずわいがに漁業に準用する。

第六十八条 日本海べにずわいがに漁業者は、次に掲げる要件に適合する漁具以外の漁具を当該漁業に使用してはならない。

一 各連に装着する浮標のうち少なくとも一つに「べにずわい」の文字、当該許可に係る許可番号及び当該各連に付した個別の番号（以下この条において「連番号」という。）を表示した縦十八センチメートル以上、横十三センチメートル以上の大きさの札を付けること。

二 各連に装着する全ての浮標に当該許可に係る許可番号及び連番号を表示すること。

（一定の浮標の使用禁止）

（第六十九条 日本海べにずわいがに漁業者、海中へ任意に沈降させ、又は海上へ任意に浮上させることができる音波浮上式ブイその他の浮標を当該漁業に使用してはならない。

第六十九条 第五十六条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業は、次のとおり区分する。

一 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をできることができる船舶の合計馬力数の最高限度

二 当該漁業について都道府県知事が許可をできることができる船舶の合計馬力数の最高限度

三 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をできることができる船舶の馬力数の最高限度

四 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることのできる船舶の総トン数

第二节 小型機船底びき網漁業

一 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計総トン数

二 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計馬力数の最高限度

三 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をできることができる船舶の馬力数の最高限度

四 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることのできる船舶の総トン数

（小型機船底びき網漁業の種類）

第七十二条 第七十一条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業は、次のとおり区分する。

一 手縫第一種漁業 網口開口装置を有しない網具を使用して行う手縫漁業

二 手縫第二種漁業 ピームを有する網具を使用して行う手縫漁業

三 手縫第三種漁業 柄を有する網具を使用して行う手縫漁業

四 打瀬漁業

五 その他の小型機船底びき網漁業 前各号に掲げるものの以外の小型機船底びき網漁業

前各号に掲げる小型機船底びき網漁業の地名を付する必要がある場合には、都道府県知事が指定する名称による。

（禁止海域又は禁止期間）

第七十三条 小型機船底びき網漁業は、農林水産大臣が海域又は期間を定めたときは、当該海域又は期間内においては、當んではならない。ただし、第一種共同漁業権又は第三種区画漁業権の目的となつてゐる水産動植物を当該共同漁業権若しくは区画漁業権又はこれらを目的とする

入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により禁止海域又は禁止期間を定めたときはこれを告示する。

第七十四条 農林水産大臣が指定する種類の小型機船底びき網漁業は、営んではならない。

2 前項の指定については、前条第二項の規定を準用する。

(禁止漁法又は禁止漁具)

第七十五条 二そうびき小型機船底びき網漁業は、営んではならない。ただし、農林水産大臣は、営んではならない。

2 小型機船底びき網漁業は、滑走装置を備えた桁又は網口開口板を使用して営んではならない。ただし、農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業であつてその指定する海域及び期間において営むものについては、この限りでない。

3 第一項ただし書及び前項ただし書の指定については、第七十三条第二項の規定を準用する。

第三節 小型さけ・ます流し網漁業

第七十六条 第七十一条第四号に掲げる小型さけ・ます流し網漁業のうちその操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道檜山郡と松前郡との最大高潮時海岸線における境界点から松前郡小島灯台中心点を経て青森県竜飛崎灯台中心点に至る線以東の津軽海峡の海域を除く。以下この条において同じ。）に係るものの許可を受けた者（次項において「日本海小型さけ・ます流し網漁業者」という。）は、毎年三月十日から六月二十五日まで（政府間の取決めを実施するため必要がある場合その他事由がある場合において、農林水産大臣が操業の最終日を定めて告示したときは、その日まで）の期間内でなければ、日本海の海域において、当該漁業を営んではならない。

2 日本海小型さけ・ます流し網漁業者は、日本海において当該漁業を営むために流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さの合計が当該許可に係る船舶ごとに十二キロメートルを超えないようにしなければならない。

第四章 届出漁業

(漁業の届出)

第七十七条 次に掲げる漁業（以下「届出漁業」という。）を営もうとする者は、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間

の最初の日の一月前までに、農林水産大臣が告示で定める様式による届出書を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 沿岸まぐろはえ縄漁業 別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船により浮きはえ繩を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

二 小型するめいか釣り漁業 別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において動力漁船により行う漁業（次に掲げるものを除く。）

イ 第二条各号に掲げる大臣許可漁業

二 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

三 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において動力漁船により行う漁業（次に掲げるものを除く。）

イ 第二条各号に掲げる大臣許可漁業

二 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

二 届出に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

3 第一項の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事實を証する面を添えなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項又は前項の規定による届出をした者に対し、必要な事項に関し、書面又は口頭による報告を求めることができる。（漁獲成績報告書等）

5 第一項の規定による届出をした者は、届出書（かじき等流し網漁業の禁止）

6 第八十二条 届出漁業を営む者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第十の上欄に掲げる届出漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる制限又は禁止に違反して当該届出漁業を営んではならない。

第五章 漁業調整に関するその他の措置

(かじき等流し網漁業の禁止)

第八十三条 何人も、別表第十一に掲げる海域においては、総トン數十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業を営んではならない。

(さけ・ます漁業の禁止)

第八十四条 何人も、赤道以北の太平洋の海域においては、総トン數十トン以上の動力漁船によりさけ又はますをとることを目的とする漁業（中型さけ・ます流し網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業を除く。）を営んではならない。

(さんま漁業の禁止)

第八十五条 何人も、北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東經百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）においては、総トン數十トンの動力漁船によりさんまとすることを目的とする漁業は、農林水産大臣が別に定めて告示するもの操業中に混獲した場合並びに座礁し、又は漂着したひげ鯨等であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

とする漁業（北太平洋さんま漁業を除く。）を営んではならない。

(いか流し網漁業の禁止)

何人も、動力漁船により流し網を使⽤していかをとることを目的とする漁業を営んではならない。

(水産動植物の採捕の禁止)

第八十八条 何人も、別表第十二の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

(中央北極海公海における魚類の採捕の禁止)

2 前項の規定に違反して採捕された水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

(中央北極海公海における魚類の採捕の禁止)

第八十九条 中央北極海における規制されない公海漁業を防止するための協定第一条（a）に規定する協定水域においては、魚、甲殻類及び軟体動物の種に属する水産動物（海洋法に関する国際連合条約第七十七条4に規定する定着性の種族であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを除く。）を採捕してはならない。

(あざらし及びおつとせいの獵獲の禁止)

第九十条 南緯六十度の線以南の海域においては、農林水産大臣が別に定めて告示するあざらしの保存に関する条約の実施上支障がないと認めて許可をした場合は、この限りでない。

(ひげ鯨等の捕獲等の禁止)

第九十一条 基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨及びまつこう鯨（この条及び次条において「ひげ鯨等」という。）を捕獲してはならない。ただし、基地式捕鯨業及び母船式捕鯨業以外の漁業であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものの操業中に混獲した場合並びに座礁し、又は漂着したひげ鯨等であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

(混獲を含む。以下この項及び次条において同じ。)した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

一 捕獲の日時及び場所
 二 鯨の種類
 三 漁業の種類及び免許番号又は許可番号（ひげ鯨等を混獲した場合に限る。）
 四 处理を開始した日時及び場所
 五 体長、性別、乳分泌の有無並びに胎児の性別及び体長
 六 第一項の規定に違反してひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を販売し、又は販売の目的をもつて所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

（捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限）

第九十二条 前条第一項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲した者は（以下この条において「ひげ鯨等を捕獲した者」という。）は、鯨体処理場、卸売市場その他の水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏泄つするおそれがない場所以外の場所において、当該ひげ鯨等を処理してはならない。

2 ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等の個体の識別に必要なDNA分析（DNAの塩基配列の解析であつて、当該ひげ鯨等の個体を特定させるDNAの塩基配列の情報が取得できるものに限る。以下この条において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該ひげ鯨等（生きているものに限る。）を海に戻す場合及び当該ひげ鯨等の全ての部分を埋却又は焼却により処分する場合は、この限りでない。

3 ひげ鯨等を捕獲した者は、前項の規定によりDNA分析を行つたときは、農林水産大臣が別に定めて告示する様式により、遅滞なく、当該ひげ鯨等の処理状況を報告しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第二項の規定に違反してDNA分析を行わなかつた者について準用する。この場合において、同項中「当該ひげ鯨等」とあるのは、「第九十二条第二項の規定によるDNA分析を行つていな当該ひげ鯨等」と読み替えるものとする。

（歯鯨の捕獲の禁止）

第九十三条 基地式捕鯨業者以外の者は、歯鯨（まつこう鯨を除く。以下この条において同じ。）を捕獲してはならない。ただし、歯鯨（いわゆるか（りくせん）いるか型いしいるかを含む）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか）と読み替えるものとする。

（高度回遊性魚類資源の採捕の禁止）

第九十五条 中西部太平洋条約海域のうち公海においては、船舶により、中西部太平洋条約第三条の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて農林水産大臣が別に定めて告示するもの（以下「高度回遊性魚類資源」という。）を採捕してはならない。ただし、大型まき網漁業又はかつお・まぐろ漁業を営む者が採捕する場合は、この限りでない。

2 前項の規定に違反して高度回遊性魚類資源を採捕した者は、当該高度回遊性魚類資源又はその製品を所持し、又は販売してはならない。

（大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの採捕等の禁止）

第九十六条 何人も、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量の設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の範囲内において採捕する場合

二 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当て又はみなみまぐろの保存のための条約の締結国たる外国等に対する割当てを受けて当該割当の範囲内において採捕する場合

3 第二十四条第一項の規定に違反して陸揚げを行ひ、又は第一項の規定に違反して大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕した者は、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを販売し、又は販売の目的をもつて所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

（運搬船の届出）

第九十七条 別表第八の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業（総トン数百二百十九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲する場合は、この限りでない。）をする漁業についての法第五十七条第一項又は第三項の規定にかかるら、別表第十三の上欄に掲げる（特定の鯨の捕獲の禁止）においては、当該期間中さけ・ます漁業に係る無許可船舶に転載を当該漁獲物を探捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶（以下この項において「運搬船」という。）を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の届出

二 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

三 運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

（証書の写し）

第九十八条 南緯五十五度の線、西経百五十度の線、次に掲げる線から成る線及び西経二十度の線により囲まれた海域並びに大西洋条約海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてさけ又はますの採捕に従事してはならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。（まぐろ又はかじきの採捕の制限）

第九十九条 漁業を営む者は、政府間の取決めの実施のため農林水産大臣が中型さけ・ます流し網漁業の許可又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項若しくは第一百九条第一項の規定による都道府県知事の許可に係る船舶以外の船舶（以下

「さけ・ます漁業に係る無許可船舶」という。）において専らさけ又はますをとる流し網又ははえ縄を所持することを禁止する区域及び期間を定めて告示したときは、当該区域においては、当該期間中さけ・ます漁業に係る無許可船舶において、当該漁具を所持してはならない。

2 前項の区域及び期間は、その施行期日を定め、その期日の二週間前までに官報に掲載してはならない。

（さけ又はますの採捕の制限）

第一百条 赤道以北の大西洋の海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてさけ又はますの採捕に従事してはならない。

（ずわいがいの採捕の制限等）

第一百一条 別表第一の「ずわいがい漁業の項の中欄に掲げる海域においては、ずわいがいの未成熟がに（腹節の内側に卵を有しない雌がに及び甲幅九センチメートル（別表第十四の上欄に掲げるE海域においては、甲幅八センチメートル）に掲げる海域においては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、ずわいがいの成熟がに（未成熟がに以外のかにをいう。次項において同じ。）は、採捕してはならない。

2 別表第十四の上欄に掲げる海域においては、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、ずわいがいの成熟がに（未成熟がに以外のかにをいう。）は、採捕してはならない。

（ずわいがいの採捕の制限等）

第一百二条 雌及び甲幅九センチメートル以下の雄のべにずわいがいには、採捕してはならない。

2 漁業を営む者は又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、第一項の規定に違反して採捕されたずわいがいには又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

（べにずわいがいの採捕等の禁止）

第一百三条 雌及び甲幅九センチメートル以下の雄のべにずわいがいには、採捕してはならない。

2 漁業を営む者は又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、前項の規定に違反して採捕されたべにずわいがいには又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

（停船命令）

第一百四条 漁業監督官は、法第二百二十九条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に對し、停船を命ぜることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十九条第三項の規定による検査又は質問をする旨を

附 則（昭和四年二月一八日農林省令第二号）	この省令は、昭和四十一年二月二十五日から施行する。
附 則（昭和四一年三月三〇日農林省令第一三号）	1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政府の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（昭和四年一〇月一日農林省令第二号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四二年二月一八日農林省令第一号）	この省令は、昭和四十二年二月二十五日から施行する。
附 則（昭和四二年三月二八日農林省令第七号抄）	1 この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政府の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（昭和四二年九月三〇日農林省令第二号）	この省令は、昭和四十二年十月十五日から施行する。
附 則（昭和四三年一月一五日農林省令第二号）	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条第三項を加える改正規定は、昭和四十三年五月二十四日から施行する。
附 則（昭和四三年一一月一四日農林省令第七〇号）	この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。
附 則（昭和四七年八月八日農林省令第二号）	この省令は、昭和四十七年八月十八日から施行する。
附 則（昭和四四年六月一七日農林省令第三八号）	この省令は、昭和四十七年八月十八日から施行する。
附 則（昭和四七年一〇月七日農林省令第五六号）	この省令は、日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の効力発生の日から施行する。
附 則（昭和四五五年三月三一日農林省令第一二号）	1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、昭和四五年四月二十日から施行する。
附 則（昭和四五年一二月二六日農林省令第六六号）	1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、昭和四六年四月一日から施行する。
附 則（昭和四六年一二月二六日農林省令第二〇号）	この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。
附 則（昭和四六年一二月二六日農林省令第八号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四七年三月三一日農林省令第二〇号抄）	1 この省令は、昭和四七年四月一日から施行する。 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（昭和四七年三月三一日農林省令第二〇号）	1 この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。
附 則（昭和五一年一月一七日農林省令第一号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五一年一二月一八日農林省令第二号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五一年四月五日農林省令第五号）	1 この省令は、昭和五一年四月五日から施行する。 2 この省令の施行に指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者についての当該指定漁業の許可及び起業の認可並びに当該指定漁業についての制限（遠洋かつお・まぐろ漁業者が當該許可に係る船舶に塗装するものを除く）については、当該指定漁業の許可の有効期間の満了日までは、なお従前の例による。当該満了日以前に当該指定漁業の許可又は起業の認可（漁業法第五十八条の二の規定による許可又は起業の認可その他の當該許可又は起業の認可に係る許可又は起業の認可を除く）を受ける者についても、同様とする。
附 則（昭和五一年九月三〇日農林省令第二号）	この省令の施行後にしたものに対する漁業取締り上行なう行政府の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例によどされたる指定漁業についての制限に係る行為でこの省令の施行後にしたものに対する漁業取締り上行なう行政府の処分についての規定の適用による。
附 則（昭和五二年三月七日農林省令第一二号）	この省令は、昭和五二年三月七日から施行する。
附 則（昭和五二年七月一日農林省令第二三号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年一二月一六日農林水産省令第一七号）	この省令は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第六十二号）の施行の日（昭和五十八年七月一日）から施行する。
附 則（昭和五九年三月一〇日農林水産省令第三七号）	この省令は、昭和五十九年四月十五日から施行する。
附 則（昭和六〇年七月三〇日農林水産省令第三七号）	この省令は、昭和六十年八月一日から施行する。

条の規定により近海かつお・まぐろ漁業、日本海べにずわいがに漁業及びいか釣り漁業の許可を受けたものとみなされる者の使用する船舶並びに北太平洋さんま漁業に従事する船舶であつて、この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新指定漁業省令」という。）第六条の漁船の設備基準に適合していないものは、この省令の施行の日以後船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）附則第四項に規定する修繕が行われるまでの間は、同条の漁船の設備基準に適合するものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 **（平成一四年七月二五日農林水産省令第六六号）**

第一条 この省令は、平成十四年八月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 **（平成一五年四月一七日農林水産省令第四一号）**

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項の改正規定は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則 **（平成一五年一月二〇日農林水産省令第一四四号）**

（この省令は、平成十六年一月一日から施行する。）

附 則 **（平成一六年三月一日農林水産省令第一五五号）**

（この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

一 別表第二大中型まき網漁業の項第一号カ及びタの改正規定 平成十六年三月三十一日

二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（26）から（28）まで及び同（142）から

（145）までの改正規定 平成十六年四月一日

附 則 **（平成一六年七月一六日農林水産省令第六〇号）**

（この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（149）から（173）まで及び同号リ並びに同表（罰則に関する経過措置）

二 别表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（145）から（147）まで並びに同（170）及び（171）の改正規定 平成十六年十月一日

附 則 **（平成一六年一〇月一二日農林水産省令第七七号）**

（この省令は、公布の日から施行する。）

三 别表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（148）及び（49）から（54）までの改正規定 平成十六年八月一日

附 則 **（平成一六年一一月一日農林水産省令第八四号）**

（この省令は、公布の日から施行する。）

四 别表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（144）及び（22）の改正規定 同（23）の改正規定（島根県八束郡島根町）を「島根県松江市」、「島根県八束郡美保関町」を「島根県松江市」に改める部分に限る。並びに（4）の改正規定（島根県八束郡美保関町）を「島根県松江市」に改める部分に限る。並びに（30）、同項第二号ハ並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ヘ及びネの改正規定 平成十六年三月二十八日

五 别表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（2）及び（22）の改正規定 同（23）の改正規定（島根県八束郡島根町）を「島根県松江市」、「島根県八束郡美保関町」を「島根県松江市」に改める部分に限る。並びに（4）の改正規定（島根県八束郡美保関町）を「島根県松江市」に改める部分に限る。並びに（30）、同項第二号ハ並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ヘ及びネの改正規定 平成十六年三月二十八日

六 别表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（2）及び（10）、同表大中型まき網漁業の項第一号ワ並びに同表いか釣り漁業の項第一号ロ（1）及び（2）の改正規定 平成十六年三月三十一日

附 則 **（平成一七年四月一八日農林水産省令第一六号）**

（この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

一 别表第二大中型まき網漁業の項第一号カ及びタの改正規定 平成十七年一月十五日

二 别表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（170）から（172）まで及び大中型まき網漁業の項第一号ラの改正規定 平成十七年三月三日

（145）までの改正規定 平成十七年三月三十一日

附 則 **（平成一七年三月一日農林水産省令第六八号）**

（この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

一 别表第二大中型まき網漁業の項第一号ソ及びタの改正規定 平成十七年五月一日

二 别表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（112）並びに大中型まき網漁業の項第二号イ及び第三号イの改正規定 平成十七年六月六日

（145）までの改正規定 平成十七年四月一日

附 則 **（平成一七年四月一八日農林水産省令第九九号）**

（この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めたる日から施行する。）

一 别表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（59）から（61）まで、（120）、（144）及び（145）の改正規定 平成十七年六月六日

（145）までの改正規定 平成十七年四月一日

正規定（度会郡南島町）を「同県度会郡南伊勢町」に改める部分に限る。）、同項第二号り及び同表大中型まき網漁業の項第一号ヰの改正規定、同項第二号イ及び第三号イの改正規定（「同郡歌津町」を「同郡南三陸町」に改める部分に限る。）並びに同項第四号カの改正規定
平成十七年十月一日

二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号口（1-47）の改正規定（「同県北牟婁郡紀伊長島町」を「同県北牟婁郡紀北町」に改める部分に限る。）平成十七年十月十一日

三 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号口（5）及び（6）並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ソ、ツ及びネの改正規定 平成十七年十一月七日

四 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（1-32）の改正規定 平成十七年十二月五日

五 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（1-07）及び（1-08）並びに同表大中型まき網漁業の項第一号ウの改正規定並びに同項第二号イ及び第三号イの改正規定（岩手県九戸郡郡市町）を「岩手県九戸郡洋野町」に改める部分に限る。） 平成十八年一月一日

附 則（平成一八年二月一日農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（9-5）から（9-7）まで及び（1-5-5）並びに第二号タの改正規定 平成十八年三月一日

二 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（3-0）の改正規定（「大飯町」を「おおい町」に改める部分に限る。）、同項第二号ロの改正規定、同号ニの改正規定（「大飯町」を「おおい町」に改める部分に限る。）及び同表大中型まき網漁業の項第一号への改正規定 平成十八年三月三日

三 別表第二沖合底びき網漁業の項第二号ルの改正規定（「常呂郡常呂町」を「北見市」に改める部分を除く。）、同（3-1）、（3-2）、（1-3-3）及び（1-3-4）の改正規定、司（1-6

4) の改正規定（「窪川町」を「四十万町」に改める部分に限る。）、同（165）の改正規定、同項第二号ソの改正規定（「安房郡白浜町」を「南房総市」に改める部分に限る。）、同表大中型まき網漁業の項第一号タの改正規定（「鹿児島県出水郡」の下に「長島町」を加え、「同県出水郡東町」を「同町」に改める部分に限る。）並びに同項第五号の改正規定 平成十八年三月二十日

五 別表第一沖合底びき網漁業の項第一号ロ（9）、（10）及び（131）の改正規定、同表大中型まき網漁業の項第一号カの改正規定（「南高来郡口之津町」を「南島原市」に改める部分を除く。）、同号ヨの改正規定並びに同号タの改正規定（鹿児島県出水郡）の下に「長島町」を加え、「同県出水郡東町」を「同町」に改める部分を除く。）平成十八年三月二十七日

六 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（19）、（141）、（142）及び（158）の改正規定、同項第三号ロの改正規定（「安房郡白浜町」を「南房総市」に改める部分を除く。）、同表大中型まき網漁業の項第一号ルの改正規定（「南高来郡口之津町」を「南島原市」に改める部分に限る。）、同号ワの改正規定、同号カの改正規定（「南高来郡口之津町」を「南島原市」に改める部分に限る。）、並びに同項第四号カの改正規定（「宮城県本吉郡唐桑町」を「同県気仙沼市」に、「同郡」を「同県本吉郡」に改める部分に限る。）平成十八年三月三十一日

附 則（平成一八年三月三一日農林水産省令第二号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
(みなみまぐろの割当の申請に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第一項の割当てを受けようとする遠洋かつお・まぐろ漁業者に係る同項第三項の規定の適用についてとは、平成十八年に限り、同項中「毎年三月一日」とあるのは、「平成十八年四月十五日」とする。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年七月六日農林水産省令第六四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月一四日農林水産省令第九一号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年七月二五日農林水産省令第六四号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

(陸揚げ又は転載の許可の申請に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に行われた改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十条の規定による漁獲物等の国外陸揚げ等の許可の申請は、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十九条第一項及び第六十条第一項の許可の申請とみなす。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年一月三〇日農林水産省令第八七号)

この省令中別表第一沖合底びき網漁業の項第一号口(160)から(163)までの改正規定は平成二十年一月一日から、同表大中型まき網漁業の項第一号ネの改正規定は平成十九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月一九日農林水産省令第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令の施行前にした行為及び附則第十二条に規定する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則によりなお従前の例によることされた事項に係るこの省令の施行後にした行為並びに前条の規定によりなお処分が効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした当該処分に違反する行為に対する罰則の適用により上行う農林水産大臣の処分については、附則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年七月二五日農林水産省令第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

（行政庁の处分及び罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

（遠洋かつお・まぐろ漁業者に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に大西洋の海域（地中海の海域を含む）においてくるまぐろを採捕する漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第八号の遠洋かつお・まぐろ漁業を営んでいる者が引き続き行う当該漁業については、平成二十一年七月三十一日までは、第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条の三及び第九十五条の四の規定は、適用しない。

附 則（平成二一年七月二二日農林水産省令第四八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附則	(平成二年三月二三日農林水產省 省令第二〇号)	(施行期日)	この省令は、公布の日から施行する。
附則	(平成二年七月一八日農林水產 省令第四四号)	(施行期日)	この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。(行政庁の処分及び罰則の適用については、なお従前の例による。)	(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)	(行政庁の処分及び罰則の適用について、なお従前の例による。)
附則	(平成二二年一二月二七日農林水 産省令第六四号)	(施行期日)	この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)
附則	(平成二三年七月一一日農林水產 省令第四五号)	(施行期日)	この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)
附則	(平成二四年三月二六日農林水產 省令第一七号)抄	(施行期日)	この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。(この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)
附則	(平成二五年一月一五日農林水 產省令第六四号)	(施行期日)	この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。(この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)
附則	(平成二四年三月二六日農林水產 省令第一七号)抄	(施行期日)	この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。(この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)
附則	(平成二五年七月三一日農林水產 省令第五五号)	(施行期日)	この省令は、平成二十五年八月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。(この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)
附則	(平成二五年九月一三日農林水產 省令第六三号)	(施行期日)	この省令は、平成二十五年九月十四日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。(この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。)
附則	(平成二六年六月二七日農林水產 省令第四〇号)	(施行期日)	この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。
第一条	この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項及び近海かつお・まぐろ漁業の項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。	(この省令は、公布の日から施行する。)	(この省令は、公布の日から施行する。)
附則	(平成二六年八月一三日農林水產 省令第四五号)	(施行期日)	この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。
第一条	この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。	(この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分について、なお従前の例による。)	(この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分について、なお従前の例による。)
附則	(平成二六年一〇月一日農林水產 省令第五三号)抄	(施行期日)	この省令は、平成二十八年六月四日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第八号の次に一号を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。
附則	(平成二九年六月七日農林水產省 省令第七八号)	(施行期日)	この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。
第一条	この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。	(この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)	(この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)
附則	(平成二六年一〇月八日農林水產 省令第五五号)	(施行期日)	この省令は、平成二十六年十月八日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十六年十月八日から施行する。(この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。)	(この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。)
附則	(平成二九年六月一二日農林水產 省令第三四号)	(施行期日)	この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。(この省令は、平成二九年八月一日から施行する。)	(この省令は、平成二九年八月一日から施行する。)	(この省令は、平成二九年八月一日から施行する。)
附則	(平成二九年九月一二日農林水產 省令第五三号)	(施行期日)	この省令は、平成二九年九月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成三十年一月一日から施行する。(この省令は、平成二九年九月一日から施行する。)	(この省令は、平成二九年九月一日から施行する。)	(この省令は、平成二九年九月一日から施行する。)
附則	(平成二九年一二月二二日農林水 產省令第六六号)	(施行期日)	この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。(この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。)	(この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。)	(この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。)
附則	(平成三〇年六月二九日農林水產 省令第四一号)	(施行期日)	この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。(この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。)	(この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。)	(この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。)
附則	(平成三一年三月一二日農林水產 省令第一三号)	(施行期日)	この省令は、公布の日から施行する。
第一条	この省令は、公布の日から施行する。(この省令は、公布の日から施行する。)	(この省令は、公布の日から施行する。)	(この省令は、公布の日から施行する。)
附則	(平成三一年三月一九日農林水產 省令第一六号)抄	(施行期日)	この省令は、平成三十二年七月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成三十二年七月一日から施行する。(この省令は、平成三十二年七月一日から施行する。)	(この省令は、平成三十二年七月一日から施行する。)	(この省令は、平成三十二年七月一日から施行する。)

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十三条第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の日から三月を経過する日までの間に、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新省令」という。）第八十三条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第三項各号に定める書類を農林大臣に提出しなければならない。

第三条 前項に規定する者が同項に規定する期間内に同項に規定する書面及び書類を提出しなかつた場合は、当該許可はその効力を失う。

第四条 前項に規定する者が同項に規定する期間内に同項に規定する書面及び書類を提出しなかつた場合は、当該許可はその効力を失う。

(準備行為)

第三条 この省令の施行の日以後に営もうとする鯨をとる漁業に係る漁業法第五十二条第一項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、新省令の規定の例により行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和元年一〇月九日農林水産省令第三八号）抄

この省令は、令和元年十月二十九日から施行する。

附則（令和二年七月八日農林水産省令第四八号）抄

この省令は、令和元年七月八日農林水産省令第四八号の施行期日（以下「施行期日」という）から施行する。

第一条 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

第二条 この省令による改正前の第三十四条、第四十二条、第四十六条、第五十七条、第七十一条、第九十一条の三及び第九十五条の規定は、これらの規定による改正後の漁業法第十一條第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能な量による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。この場合においては、大西洋くろまぐろ及びみなまぐろが同号に規定する特定水産資源として漁獲可能な量による管理が行われる日の前日までの間は、この省令による改正後の第九十六条の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日前にした行為及び前条の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年一月二五日農林水産省令第七八号）抄

この省令は、令和二年一月二五日から施行する。

附則（令和二年一月二十四日農林水産省令第八一号）抄

この省令は、令和二年一月二十四日から施行する。

附則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三号）抄

この省令は、令和二年二月二一日から施行する。

附則（令和三年一月一日農林水産省令第四八号）抄

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

用することができる。

附則（令和三年一月七日農林水産省令第二号）抄

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附則（令和三年二月一九日農林水産省令第六号）抄

この省令は、令和三年二月一九日から施行する。

附則（令和三年四月二三日農林水産省令第三五号）抄

この省令は、令和三年四月二三日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（令和四年七月一日農林水産省令第三六号）抄

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

附則（令和五年三月二二日農林水産省令第一六号）抄

この省令は、令和五年三月二二日から施行する。

附則（令和五年七月一日農林水産省令第三八号）抄

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

附則（令和五年八月一日農林水産省令第六六号）抄

この省令は、令和五年八月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、中央北極海における規制されない公海漁業を防止するための協定の効力発生日から施行する。

附則（令和六年一月一日農林水産省令第三三号）抄

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

大臣許可漁海域の名称	業の名称	農林大臣が定めた水産業の日誌の備付け及び記録を施行日以後最初に行うべき日として次の表とのおり大臣許可漁業及び海域ごとに定める日から適用し、同日前における操業日誌の備付け及び記録については、なお従前の例による。
大西洋くろまぐろ及びみなまぐろが同号に規定する特定水産資源として漁獲可能な量による管理が行われる日の前日までの間は、この省令による改正後の第九十六条の規定は、適用しない。	かつお・まぐろ漁業（総トン数）	かつお・まぐろ漁業網漁業（総トン数）

別記
様式第1号（第3条、第4条関係）

別記

○○○○○の許可(医薬の販賣)申請書

年 月 日

様式第2号（第4条関係）

模式第2号(男)金獎級)(市立美術館藏)

様式第3号（第16条関係）

標準第3号(標準試験法) (令2農水省令46、昭4、令2農水省令63、一部改正)

※ 沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の

※ 基地式持継渠の場合

登 口 号	基町立鶴見野原町		
姓 名			
姓又名及名前			
性 别	男	女	不詳
出生年月日			
籍 著 地			
住 所 状			
被州会公認登録者	名 称	被州会	
被州会公認登録者以外の登録者	名 称	被州会	
登 口 有効期間	起 月 日	迄 月 日	登 口
永 持			
年 月 日			

様式第4号（第40条関係）

公 用 標 誌		船舶式機械運転に係る船舶の場合は 船舶登録番号	
船 名		船舶式機械運転許可証（船舶）	
登 港 所			
改名又は船舶の			
船	船	船	船
登録番号		登録番号	年 月 日まで
港 施 工 及			
航 行 地 点			
航 行 期 間			
航 行 路 径			
航 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
航 行			
航 行	年 月 日	農林水産大臣	

公 用 標 誌		船舶式機械運転に係る船舶の場合は 船舶登録番号	
船 名		船舶式機械運転許可証（船舶）	
登 港 所			
改名又は船舶の			
船	船	船	船
登録番号		登録番号	年 月 日まで
港 施 工 及			
航 行 地 点			
航 行 期 間			
航 行 路 径			
航 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
航 行			
航 行	年 月 日	農林水産大臣	

様式第5号（第41条関係）

公 用 標 誌		船舶式機械運転に係る船舶の場合は 船舶登録番号	
船 名		船舶式機械運転許可証（船舶）	
登 港 所			
改名又は船舶の			
船	船	船	船
登録番号		登録番号	年 月 日まで
港 施 工 及			
航 行 地 点			
航 行 期 間			
航 行 路 径			
航 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
航 行			
航 行	年 月 日	農林水産大臣	

公 用 標 誌		船舶式機械運転に係る船舶の場合は 船舶登録番号	
船 名		船舶式機械運転許可証（船舶）	
登 港 所			
改名又は船舶の			
船	船	船	船
登録番号		登録番号	年 月 日まで
港 施 工 及			
航 行 地 点			
航 行 期 間			
航 行 路 径			
航 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
航 行			
航 行	年 月 日	農林水産大臣	

大西洋等	漁業	縄はえ等	洋等	太平洋
に掲げる海域を除く。)				太平洋の公海（排他的經濟水域及び大洋底陸棚に関する法律（平成八年法律第七刺し十四号）第一条第一項に規定する排他的經濟水域及び外国の排他的經濟水域を除く。）
二	東京都と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点から最大高潮時海岸線と同県南房総市野島崎灯台正南の線との交点に至る最大高潮時海岸線及び次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線から成る線以西の太平洋の海域	一 オホーツク海、日本海及び東シナ海	網漁	網漁業
三	千葉県南房総市野島崎灯台正南三十九秒の線との交点	北緯三十度十五秒東經百四十六度五十九分四十七秒の点	北緯三十度十五秒東經百四十六度五十九分四十七秒の点	北緯三十度十五秒東經百四十六度五十九分四十七秒の点
四	東京都小笠原村南鳥島を囲む部分	赤道と東經百四十六度五十九分四十七秒の線との交点	赤道と東經百四十六度五十九分四十九秒の点	赤道と東經百四十六度五十九分四十九秒の点
五	それぞれ東京都小笠原村南鳥島を囲む部分	東北緯四十一度十秒の線、東經百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東經百四十一度五十九分四十七秒の線、次のイの点からハの点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（第一号に掲げる海域を除く。）	東北緯四十一度十秒の線、東經百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東經百四十一度五十九分四十七秒の線、次のイの点からハの点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（第一号に掲げる海域を除く。）	東北緯四十一度十秒の線、東經百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東經百四十一度五十九分四十七秒の線、次のイの点からハの点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（第一号に掲げる海域を除く。）
六	北海道松前郡松前町松前小島灯台	北海道松前郡松前町白神岬突端	北海道松前郡松前町白神岬突端	北海道松前郡松前町白神岬突端
七	最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島崎灯台正南の線との交点			最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島崎灯台正南の線との交点

(9) 北緯四十四度三十五分四秒東經百四十三度十四分十八秒の点
 (10) 北緯四十四度三十一分五秒東經百四十三度二十三分三十五秒の点
 (11) 北緯四十四度二十九分十九秒東經百四十三度二十六分十三秒の点
 (12) 北緯四十四度二十三分三十三秒東經百四十三度三十九分三十三秒の点
 (13) 北緯四十四度二十一分二十三秒東經百四十三度三十八分二秒の点
 (14) 北緯四十四度十七分二十五秒東經百四十三度五十分十九秒の点
 (15) 北緯四十四度十八分五十五秒東經百四十三度五十一分十一秒の点
 (16) 北緯四十四度十三分三十秒東經百四十四度五分の点
 (17) 北緯四十四度十二分四十三秒東經百四十四度四分三十秒の点
 (18) 北緯四十四度十分四十六秒東經百四十四度十分二十二秒の点
 (19) 北緯四十四度九分五十二秒東經百四十四度十分四十六秒の点
 (20) 北緯四十四度八分九秒東經百四十四度二十分の点
 (21) 北緯四十四度六分三十七秒東經百四十四度二十分の点
 (22) 北緯四十四度一分十秒東經百四十四度三十二分三十二秒の点
 (23) 北緯四十四度三十四秒東經百四十四度四分四十八秒の点
 (24) 北緯四十四度六分四十八秒東經百四十四度五十八分四十九秒の点
 (25) 北緯四十四度十三分九秒東經百四十五度九分五十四秒の点
 (26) 北緯四十四度二十一分四十六秒東經百四十五度十八分五十二秒の点
 (27) 北緯四十四度二十一分五十秒東經百四十五度二十一分二十七秒の点
 (28) 北緯四十四度三十分二十四秒東經百四十五度二十九分五秒の点
 (29) 北緯四十四度三十分九秒東經百四十五度四十六分二十一秒の点
 (30) 北緯四十四度十八分二十四秒東經百四十五度三十六分四十五秒の点
 (31) 北緯四十四度十七分三十九秒東經百四十五度三十六分四十五秒の点
 (32) 北緯四十四度九分九秒東經百四十五度三十一分四十五秒の点

別表第3
(第22条関係)

一トル以上、間隔は4センチメートル以上とする。

別表第四（第二十三条関係）	
大臣許制限又は禁止	沖合底びき網漁業
	一　　次に掲げる海域における沖合底びき網漁業の操業は、禁止する。
	イ　　北緯四十四度三十三分九秒以北の東経百四十五度三十七分四十五秒の線、次の(1)の点から(2)の点までを順次に直線で結ぶ線及び(2)の点から百六十度の線以東の齒舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島の周辺水域から日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域を除いた海域
	(1) 北緯四十四度三十三分九秒東経百四十五度三十七分四十五秒の点
	(2) 北緯四十四度二十分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点
	(3) 北緯四十四度十七分三十九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点
	(4) 北緯四十四度九分九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点
	(5) 北緯四十三度五十七分九秒東経百四十五度十九分十五秒の点
	(6) 北緯四十三度五十五分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点
	(7) 北緯四十三度五十二分九秒東経百四十五度四十四分四十五秒の点
	(8) 北緯四十三度四十八分九秒東経百四十五度三十三分四十五秒の点
	(9) 北緯四十三度四十四分九秒東経百四十五度十五分十五秒の点
	(10) 北緯四十三度四十一分三十九秒東経百四十五度十八分十五秒の点
	(11) 北緯四十三度三十八分三十九秒東経百四十五度二十三分十五秒の点
	(12) 北緯四十三度三十七分三十九秒東経百四十五度二十五分四十五秒の点
	(13) 北緯四十三度三十九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点
	(14) 北緯四十三度三十二分九秒東経百四十五度四十分四十五秒の点

(15)	北緯四十三度二十六分九秒東経百四十五度四十七分四十五秒の点
(16)	北緯四十三度二十五分九秒東経百四十五度四十九分十五秒の点
(17)	北緯四十三度二十三分二十七秒東経百四十五度五十分十五秒の点（納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結ぶ線の中心点）
(18)	北緯四十三度二十分九秒東経百四十五度五十一分四十五秒の点
(19)	北緯四十三度十九分九秒東経百四十五度五十二分十五秒の点
(20)	北緯四十三度十六分九秒東経百四十五度五十二分十五秒の点
(21)	北緯四十三度十四分九秒東経百四十五度五十三分十五秒の点
(22)	北緯四十三度八分九秒東経百四十五度五十三分十五秒の点
(23)	次に掲げる各点又は線を順次に結ぶ線から成る線により囲まれた海域（イに掲げる海域と重複する部分を除く。）
(1)	宮崎県串間市都井岬突端正東七海里の点
(2)	宮崎県串間市都井岬突端南東三海里の点と觀音崎突端と都井岬突端正東七海里の点と觀音崎突端とを結ぶ線との交点
(3)	鹿児島県肝属郡肝付町観音崎突端南東三海里の点
(4)	鹿児島県肝属郡南大隅町佐多岬突端正南四海里の点
(5)	鹿児島県南さつま市坊岬突端南西三海里の点
(6)	鹿児島県南さつま市野間岬突端正西三海里の点
(7)	鹿児島県薩摩川内市下甑島纏瀬鼻突端
(8)	鹿児島県薩摩川内市上甑島纏瀬鼻突端
(9)	鹿児島県薩摩川内市上甑島纏瀬鼻突端と長崎県長崎市野母崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点
(10)	長崎県長崎市伊王島頂上と同県五島市福江島笠山崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点
(11)	長崎県五島市福江島笠山崎突端
(12)	長崎県五島市大瀬崎突端正西の点
(13)	長崎県五島市大瀬崎突端正西の線と東経百二十八度二十九分五十二秒の線との交点
(14)	北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点
(15)	北緯三十三度四十一分四十二秒東経百一十九度十一分五十二秒の点
(16)	長崎県対馬市神埼灯台中心点
(17)	長崎県対馬市三島灯台中心点
(18)	長崎県対馬市三島灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点とを結ぶ線と同灯台中心点正西の線と東経百二十九度十一分五十二秒の点
(19)	山口県萩市見島北端
(20)	山口県萩市見島北端と島根県出雲市日御崎突端とを結ぶ線上同突端五海里の点
(21)	島根県出雲市日御崎突端正北五海里の点
(22)	島根県松江市多古鼻突端正北五海里の点
(23)	島根県松江市多古鼻突端正北五海里の点と鳥取県鳥取市長尾鼻突端とを結ぶ線と島根県松江市沖ノ御前島頂上と兵庫県美方郡香美町余部埼突端とを結ぶ線との交点
(24)	島根県松江市沖ノ御前島頂上と兵庫県美方郡香美町余部埼突端とを結ぶ線と鳥取県岩美郡岩美町津崎突端と余部埼突端正北一海里の点とを結ぶ線との交点
(25)	兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里的点
(26)	兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里的点と同町大山頂上とを結ぶ線と余部埼突端と京都府京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線との交点
(27)	兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里的点と同町大山頂上とを結ぶ線と余部埼突端と京都府京丹後市経ヶ岬突端正北三海里的点とを結ぶ線との交点
(28)	京都府京丹後市経ヶ岬突端正北三海里的点

新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点
(11) 長崎県五島市福江島笠山崎突端
(12) 長崎県五島市大瀬崎突端正西の点
(13) 長崎県五島市大瀬崎突端正西の線と東経百二十八度二十九分五十二秒の線との交点
(14) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点
(15) 北緯三十三度四十一分四十二秒東経百一十九度十一分五十二秒の点
(16) 長崎県対馬市神埼灯台中心点
(17) 長崎県対馬市三島灯台中心点
(18) 長崎県対馬市三島灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点とを結ぶ線と同灯台中心点正西の線と東経百二十九度十一分五十二秒の点
(19) 山口県萩市見島北端
(20) 山口県萩市見島北端と島根県出雲市日御崎突端とを結ぶ線上同突端五海里の点
(21) 島根県出雲市日御崎突端正北五海里の点
(22) 島根県松江市多古鼻突端正北五海里の点
(23) 島根県松江市多古鼻突端正北五海里の点と鳥取県鳥取市長尾鼻突端とを結ぶ線と島根県松江市沖ノ御前島頂上と兵庫県美方郡香美町余部埼突端とを結ぶ線との交点
(24) 島根県松江市沖ノ御前島頂上と兵庫県美方郡香美町余部埼突端とを結ぶ線と鳥取県岩美郡岩美町津崎突端と余部埼突端正北一海里の点とを結ぶ線との交点
(25) 兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里的点
(26) 兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里的点と同町大山頂上とを結ぶ線と余部埼突端と京都府京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線との交点
(27) 兵庫県美方郡香美町余部埼突端正北一海里的点と同町大山頂上とを結ぶ線と余部埼突端と京都府京丹後市経ヶ岬突端正北三海里的点とを結ぶ線との交点
(28) 京都府京丹後市経ヶ岬突端正北三海里的点

(29)	京都府舞鶴市沖ノ島北端
(30)	京都府舞鶴市沖ノ島北端と福井県三方上中郡若狭町常神崎突端とを結ぶ線と同県大飯郡おおい町鋸崎突端と同県坂井市安島崎突端正西三海里的点とを結ぶ線との交点
(31)	福井県坂井市安島崎突端正西三海里的点
(32)	福井県坂井市安島崎突端正西三海里的点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線と同県加賀市加佐ノ岬突端北西の線との交点
(33)	石川県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と同県海里的点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線との交点
(34)	石川県珠洲市祿剛崎突端正北東端北西の線との交点までに至る部分
(35)	石川県珠洲市長手崎突端正東六海里的点と鳥取県鳥取市長尾鼻突端とを結ぶ線と石川県七尾市大泊鼻突端と新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点
(36)	石川県珠洲市長手崎突端正東六海里的点と富山県黒部市生地鼻突端とを結ぶ線と石川県七尾市大泊鼻突端と新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点
(37)	新潟県佐渡市沢崎鼻突端
(38)	新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端
(39)	新潟県、山形県及び秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端と同県新潟市新川口中央とを結ぶ線との交点から同沖合四海里的線と北緯三十九度十五分十秒の線との交点までに至る部分
(40)	秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合三海里的線のうち同線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点から同沖合四海里的線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点までに至る部分
(41)	秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と北緯八十二度の線との交点までに至る部分
(42)	秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と北緯八十二度の線との交点までに至る部分
(43)	秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と同県海里的点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線との交点
(44)	秋田県と青森県との境界にある須郷岬突端正西四海里的点と同県西津軽郡深浦町櫛作崎突端とを結ぶ線上の点
(45)	青森県西津軽郡深浦町大字沢辺須郷岬突端正西四海里的点と同県西津軽郡深浦町櫛作崎突端一八海里的点
(46)	青森県西津軽郡深浦町櫛作崎突端二百六十一度〇・六海里的点
(47)	青森県西津軽郡深浦町櫛作崎突端正西〇・七海里的点
(48)	青森県西津軽郡深浦町櫛作崎突端二百九十五度〇・七海里的点
(49)	青森県西津軽郡深浦町櫛作崎突端三百三十三度三十分一・一海里的点
(50)	青森県西津軽郡深浦町入前崎突端一百六十一度〇・六海里的点
(51)	青森県西津軽郡深浦町大戸瀬崎端西北西三海里的点
(52)	青森県西津軽郡深浦町入前崎突端十度一・五海里的点
(53)	青森県西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端西北西三海里的点
(54)	青森県北津軽郡鰺ヶ沢町弁天崎突端と同県北津軽郡中泊町権現崎突端とを結ぶ線上弁天崎突端五海里的点
(55)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十一度一・七海里的点
(56)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十一度一・七海里的点
(57)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十一度一・七海里的点

(29)	京都府舞鶴市沖ノ島北端
(30)	京都府舞鶴市沖ノ島北端と福井県三方上中郡若狭町常神崎突端とを結ぶ線と同県大飯郡おおい町鋸崎突端と同県坂井市安島崎突端正西三海里的点とを結ぶ線との交点
(31)	福井県坂井市安島崎突端正西三海里的点
(32)	福井県坂井市安島崎突端正西三海里的点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線と同県加賀市加佐ノ岬突端北西の線との交点
(33)	石川県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と同県海里的点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線との交点
(34)	石川県珠洲市祿剛崎突端正北東端北西の線との交点までに至る部分
(35)	石川県珠洲市長手崎突端正東六海里的点と鳥取県鳥取市長尾鼻突端とを結ぶ線と石川県七尾市大泊鼻突端と新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点
(36)	石川県珠洲市長手崎突端正東六海里的点と富山県黒部市生地鼻突端とを結ぶ線と石川県七尾市大泊鼻突端と新潟県佐渡市沢崎鼻突端とを結ぶ線との交点
(37)	新潟県佐渡市沢崎鼻突端
(38)	新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端
(39)	新潟県、山形県及び秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端と同県新潟市新川口中央とを結ぶ線との交点から同沖合四海里的線と北緯三十九度十五分十秒の線との交点までに至る部分
(40)	秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合三海里的線のうち同線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点から同沖合四海里的線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点までに至る部分
(41)	秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と北緯八十二度の線との交点までに至る部分
(42)	秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と同県海里的点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線との交点
(43)	秋田県の本土の最大高潮時海岸線から冲合四海里的線のうち同線と同県海里的点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線との交点
(44)	秋田県と青森県との境界にある須郷岬突端正西四海里的点と同県西津軽郡深浦町櫛作崎突端とを結ぶ線上の点
(45)	青森県西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端正西〇・七海里的点
(46)	青森県西津軽郡深浦町櫛作崎突端二百九十五度〇・七海里的点
(47)	青森県西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端正西〇・七海里的点
(48)	青森県西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端正二百二十一度一・七海里的点
(49)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端と同県北津軽郡中泊町権現崎突端とを結ぶ線上同突端二・二海里的点
(50)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十一度一・七海里的点
(51)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十一度一・七海里的点
(52)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十一度一・七海里的点
(53)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十一度一・七海里的点
(54)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十一度一・七海里的点
(55)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十一度一・七海里的点
(56)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十一度一・七海里的点
(57)	青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十一度一・七海里的点

- (58) 北海道松前郡松前町松前小島灯台中心点
(59) 北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線と東経百三十八度五十九分四十八秒の線との交点
(60) 東経百三十八度五十九分四十七秒の線と北海道積丹郡積丹町積丹岬突端正北七海里的点正西の線との交点
(61) 北海道積丹郡積丹町積丹岬突端正北七海里的点
(62) 北海道積丹郡積丹町積丹岬突端正北七海里的点と同道石狩市愛冠岬突端とを結ぶ線と同道余市郡余市町シリバ岬突端と同市雄冬岬突端正西五海里的点を結ぶ線との交点
(63) 北海道石狩市雄冬岬突端正西五海里的点
(64) 北海道石狩市雄冬岬突端正西五海里的点と同道苦前郡苦前町苦前崎突端とを結ぶ線と雄冬岬突端と同郡羽幌町焼尻島西端とを結ぶ線との交点
(65) 北海道苦前郡羽幌町焼尻島西端
(66) 北海道苦前郡羽幌町天壳島東端
(67) 北緯四十四度五十二分四十九秒東経百四十一度四十四分三十六秒の点(旧天塩川口灯台中心点)二百六十八度十海里的点
(68) 北海道利尻郡利尻富士町石崎突端百五十度三十分十二海里的点
(69) 北海道利尻郡利尻町仙法志岬突端正南七海里的点
(70) 北海道礼文郡礼文町カラナンナイ岬突端正南の線と北緯四十五度八秒の線との交点
(71) 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突端正西北七十海里的点
(72) 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突端正北七海里的点
(73) 北海道稚内市野寒岬突端北西八海里的点
(74) 北海道稚内市宗谷岬突端正北五海里的点
(75) 北海道稚内市宗谷岬突端正東九海里的点
(76) 北海道稚内市宗谷岬突端正九十九度十三海里的点
(77) 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突端北東十一海里的点

- (78) 北海道紋別市紋別灯台中心点正北十一海里的点

(79) 北海道紋別市紋別灯台中心点正北十一海里的点と同道斜里郡斜里町海別岳頂上とを結ぶ線と同道網走市能取岬突端と同道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上とを結ぶ線との交点

(80) 北海道網走市能取岬突端と同道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上とを結ぶ線と同道斜里郡斜里町と同郡清里町との境界にある斜里岳頂上正北の線との交点

(81) 北海道網走郡美幌町と同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端とを結ぶ線と同町羅臼岳頂上北西の線との交点

(82) 北海道網走郡美幌町と同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端とを結ぶ線上同突端六・七海里的点

(83) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正北二・二海里的点

(84) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と東經百四十五度五十九分四十五秒の線との交点

(86) 東經百四十五度五十九分四十五秒の線と北海道根室市納沙布岬突端正南五海里的点正東の線との交点

(87) 北海道根室市納沙布岬突端正南五海里的点

(88) 北海道根室市落石岬突端正南五海里的点

(89) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里的点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町昆布森灯台中心点正南の点

(90) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南五・五海里的点

(91) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里的点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町昆布森灯台中心点正南の点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里的点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町昆布森灯台中心点正南の点

- (四十六秒の線との交点
(93) 北海道中川郡豊頃町十勝大津灯台中心点百十度八・五海里的点
(94) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十二海里的点
(95) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点百六十五度十四海里的点
(96) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十五海里的点
(97) 北海道浦河郡浦河町浦河灯台中心点南西八海里的点
(98) 北海道浦河郡浦河町浦河灯台中心点南西八海里的点と同道伊達市徳舜警山頂上とを結ぶ線と同道茅部郡鹿部町出来澗岬突端五十一度の線との交点
(99) 北海道茅部郡鹿部町出来澗岬突端五十一度の線と同道伊達市徳舜警山頂上と同道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ線との交点
(100) 北海道函館市恵山岬灯台中心点正東八海里的点
(101) 北海道函館市恵山岬灯台中心点正東八海里的点と同道室蘭市キウ岬突端と恵山岬灯台中心点正東八海里的点とを結ぶ線との交点
(102) 北海道函館市恵山岬灯台中心点正東八海里的点正南の線と北緯四十二度一分東經百四十三度九分二秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間崎突端とを結ぶ線との交点
(103) 北海道函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋崎突端とを結ぶ線と北緯四十二度九分二秒の点(旧幌泉灯台中心点)と同県下北郡大間町大間崎突端とを結ぶ線との交点
(104) 北海道函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋崎突端とを結ぶ線上同突端一海里的点
(105) 青森県下北郡東通村尻屋崎突端一十二度三十分一・四海里的点
(106) 青森県下北郡東通村尻屋崎突端正東一海里的点
(107) 青森県下北郡東通村尻屋崎突端正東一海里的点

- (正東三海里の点とを結ぶ線と同突端と同
県上北郡六ヶ所村と同県三沢市との境界
にある高瀬川口中央正東五海里の点とを
結ぶ線との交点)

(108) 青森県上北郡六ヶ所村と同県
三沢市との境界にある高瀬川口中央正東
五海里の点

(109) 青森県の本土の最大高潮時海
岸線から沖合五海里的線のうち同線と同
県上北郡六ヶ所村と同県三沢市との境界
にある高瀬川口中央正東の線との交点か
ら同沖合五海里的線と同県と岩手県との
最大高潮時海岸線における境界点正東の
線との交点までに至る部分

(110) 青森県八戸市鮫角突端正東五
海里的点から岩手県九戸郡洋野町八木北
港防波堤灯台中心点正東五海里的点とを
結ぶ線と青森県と岩手県との最大高潮時
海岸線における境界点正東の線との交点
(111) 岩手県九戸郡洋野町八木北港
防波堤灯台中心点正東五海里の点

(112) 岩手県久慈市弁天鼻突端正東
五海里的点

(113) 岩手県久慈市三崎突端正東五
海里的点

(114) 岩手県下閉伊郡普代村黒崎突
端正東五海里的点

(115) 岩手県宮古市明神崎突端正東
五海里的点

(116) 岩手県宮古市「とど」ヶ崎突
端正東五海里的点

(117) 岩手県下閉伊郡山田町亀ヶ崎
突端正東五海里的点

(118) 岩手県釜石市御箱崎正東五海
里的点

(119) 岩手県釜石市尾崎突端正東五海
里的点

(120) 岩手県大船渡市首崎突端正東
五海里的点

(121) 岩手県大船渡市綾里崎突端正
東五海里的点

(122) 宮城県気仙沼市御崎突端正東
三海里的点

(123) 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎
突端正東三海里的点

(124)	宮城県石巻市金華山頂上南東
(125)	宮城県石巻市金華山頂上南東 五海里の点と福島県相馬市鵜ノ尾埼突端を結ぶ線と同突端九海里の点
(126)	福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻 突端正東七海里の点
(127)	福島県いわき市塙屋崎灯台中心点正東三海里の点
(128)	茨城県東茨城郡大洗町大洗岬 突端正東の線と同県日立市日立鉱山大煙突中心点と千葉県銚子市犬吠埼灯台中心点と結ぶ線と同突中心点と千葉県銚子市犬吠埼灯台中心点と結ぶ線との交点
(129)	茨城県日立市日立鉱山大煙突 中心点と千葉県銚子市犬吠埼灯台中心点と結ぶ線上同灯台中心点十二海里の点
(130)	茨城県日立市日立鉱山大煙突 中心点と千葉県銚子市犬吠埼灯台中心点と結ぶ線上同灯台中心点十二海里の点と同灯台中心点と同灯台中心点正東十二海里の点と結ぶ線と同市一ノ島灯台中心点正東の線と結ぶ線と同市一ノ島灯台中心点正東の線との交点
(131)	千葉県銚子市一ノ島灯台中心 点正東五・五海里の点
(132)	千葉県銚子市犬吠埼灯台中心 点南東八海里の点
(133)	千葉県銚子市犬吠埼灯台中心 点正南十海里の点
(134)	千葉県山武郡横芝光町栗山川 河口中心点南東十二・五海里の点
(135)	千葉県いすみ市太東埼突端南 東十海里の点
(136)	千葉県南房総市野島崎灯台中 心点正南五海里の点
(137)	千葉県南房総市野島崎灯台中 心点正南西七海里の点
(138)	神奈川県三浦市城ヶ島西端と 同県足柄下郡真鶴町真鶴岬突端と結ぶ 線上城ヶ島西端四海里の点
(139)	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 岬突端
(140)	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 岬突端と東京都新島村式根島頂上とを結ぶ 線と同県藤沢市江ノ島西端と静岡県下 田市神子元島灯台中心点とを結ぶ線との 交点
(141)	静岡県下田市神子元島灯台中 心点

(142)	静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎 突端正南三海里の点
(143)	静岡県賀茂郡南伊豆町波勝岬 突端南西三海里の点
(144)	静岡県賀茂郡南伊豆町波勝岬 突端南西三海里の点と富士山頂上とを結ぶ 線と同県沼津市大瀬崎突端と同県静岡 市富士川口中央とを結ぶ線との交点
(145)	静岡県沼津市大瀬崎突端と同 県静岡市富士川口中央とを結ぶ線と同 県沼津市越前岳頂上と同県御前崎市御前 崎市中心点南南東二海里の点とを結ぶ線 との交点
(146)	静岡県御前崎市御前崎灯台中 心点南東五海里の点
(147)	静岡県御前崎市御前崎灯台中 心点南南東五海里の点と北緯三十四度三 十八分五十八秒東経百三十七度四十八分 四十七秒の点とを結ぶ線と同灯台中心点 と愛知県田原市伊良湖崎突端とを結ぶ線 との交点
(148)	静岡県御前崎市御前崎灯台中 心点と愛知県田原市伊良湖崎突端と結 ぶ線と静岡県湖西市浜名湖口右岸突端と 三重県志摩市神ノ島頂上とを結ぶ線との 交点
(149)	三重県志摩市神ノ島頂上
(150)	三重県志摩市神ノ島頂上と同 県北牟婁郡紀北町佐波留島頂上とを結ぶ 線と同県度会郡南伊勢町志戸ノ鼻突端と 同県尾鷲市三木崎突端とを結ぶ線との交 点
(151)	三重県尾鷲市三木崎突端
(152)	三重県尾鷲市三木崎突端と和 歌山県東牟婁郡太地町梶取崎突端とを結 ぶ線と三重県熊野市猪ノ鼻突端と梶取崎 突端南東三海里の点とを結ぶ線との交点
(153)	和歌山県東牟婁郡太地町梶取 崎突端南東三海里の点
(154)	和歌山県東牟婁郡串本町大島 須江崎突端
(155)	和歌山県東牟婁郡串本町出雲 崎突端

(156)	和歌山県東牟婁郡串本町大島 須江崎突端
(157)	和歌山県東牟婁郡串本町潮岬 突端
(158)	和歌山県西牟婁郡白浜町市江 埠突端南西三海里の点
(159)	和歌山県日高郡日高町と同郡 美浜町との境界にある日ノ御崎突端と 島県海部郡牟岐町大島南端とを結ぶ線と 同県阿南市蒲生田岬突端と高知県室戸市 室戸岬突端とを結ぶ線との交点
(160)	和歌山県日高郡日高町と同郡 美浜町との境界にある日ノ御崎突端と 島県海部郡牟岐町大島南端とを結ぶ線と 同県阿南市蒲生田岬突端と高知県室戸市 室戸岬突端とを結ぶ線との交点
(161)	徳島県阿南市蒲生田岬突端と 高知県室戸市室戸岬突端と同 島乳崎突端とを結ぶ線との交点
(162)	高知県室戸市室戸岬突端正南 三海里の点
(163)	高知県室戸市室戸岬突端と同 県高知市鳥帽子山頂上とを結ぶ線と同 県高知市鳥帽子山頂上とを結ぶ線との交 点
(164)	高知県室戸市室戸岬突端と同 県高知市鳥帽子山頂上とを結ぶ線と同 県高知市鳥帽子山頂上とを結ぶ線との交 点
(165)	高知県土佐市白ノ鼻突端と同 県高知市鳥帽子山頂上と同県高岡郡中 土佐町加江崎突端とを結ぶ線との交点
(166)	高知県土佐市白ノ鼻突端と同 県高知市鳥帽子山頂上と同 県高知市鳥帽子山頂上とを通る線と同 県高知市鳥帽子山頂上と同 県高知市鳥帽子山頂上とを結ぶ線との交 点
(167)	高知県高岡郡四十町興津崎 突端と同県土佐清水市足摺岬突端と結 ぶ線と同市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上 とを通る線との交点
(168)	高知県高岡郡四十町興津崎 突端と同県土佐清水市足摺岬突端と結 ぶ線と同市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上 とを通る線との交点
(169)	高知県宿毛市沖の島櫛ヶ鼻突 端と同県土佐清水市足摺岬突端と結ぶ 線と同突端南東三海里の点と同市叶崎灯 台とを結ぶ線との交点
(170)	高知県宿毛市沖の島櫛ヶ鼻突 端と同県土佐清水市足摺岬突端と結ぶ 線と同突端南東三海里の点と同市叶崎灯 台とを結ぶ線との交点
(171)	高知県宿毛市沖の島櫛ヶ鼻突 端

(172)	高知県宿毛市鵜来島西端 崎突端とを結ぶ線との交点
(173)	高知県宿毛市水ノ子島南端と 分県佐伯市水ノ子島南端とを結ぶ線と 媛県南宇和郡愛南町横島南端と同市鶴御 崎突端とを結ぶ線との交点
(174)	大分県佐伯市水ノ子島南端と 同市深島頂上正東三海里の点とを結ぶ線と 同市深島頂上正東三海里の点とを結ぶ線と 媛県南宇和郡愛南町横島南端と同市鶴御 崎突端とを結ぶ線との交点
(175)	大分県佐伯市深島頂上正東三 海里の点
(176)	宮崎県児湯郡新富町一ツ瀬川 口中央正東九海里の点
(177)	宮崎県串間市都井岬突端正東 九海里的点
(178)	宮崎県串間市都井岬突端正東 七海里的点
(179)	鹿児島県西之表市及び同県熊毛郡 子島、同市馬毛島、同郡屋久島、同県薩 摩川内市甑島列島、山口県萩市見島、石 川県輪島市七ツ島、同市舳倉島、新潟県 岩船郡粟島浦村粟島、山形県酒田市飛島、 子島、同市馬毛島、同郡屋久島、同県薩 摩川内市甑島列島、山口県萩市見島、石 川県輪島市七ツ島、同市舳倉島、新潟県 岩船郡粟島浦村粟島、山形県酒田市飛島、 大島町大島の周囲最大高潮時海岸線から 三海里以内の海域
(180)	鹿児島県隱岐郡の周囲最大高潮時海岸 線から五海里以内の海域
(181)	島根県松前郡松前町松前小島及び東京都 大島町大島の周囲最大高潮時海岸線から 三海里以内の海域
(182)	島根県隠岐郡の周囲最大高潮時海岸 線から五海里以内の海域
(183)	新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸 線から五海里以内の海域
(184)	長崎県対馬市三島灯台中心点から同 市神埼灯台中心点を経て北緯三十三度四 十一分四十二秒東経百二十九度十一分五 十二秒の点に至る線以西、三島灯台中心 点から大韓民国鴻島灯台中心点に至る線 以南の海域のうち同市の最大高潮時海岸 線から七海里以内の部分
(185)	大韓民国鴻島灯台中心点から長崎県 対馬市三島灯台中心点を経て島根県出雲 市日御崎突端に至る線以北の海域のうち 長崎県対馬市の最大高潮時海岸
(186)	長崎県対馬市三島灯台中心点から 島根県出雲市日御崎突端に至る線以南、三 島灯台中心点から福岡県宗像市沖ノ島 台中心点に至る線以北の海域のうち長崎

県対馬市の最大高潮時海岸線から八海里以内の部分 リ長崎県五島市黄島の周囲最大高潮時海岸線から十海里以内の部分 又北海道苦前郡羽幌町焼尻島及び同町天堀島の周囲最大高潮時海岸線から七海里以内の海域	内に含まれる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（口に掲げる海域と重複する部分を除く。）
（1）北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点	（2）北緯三十三度九分二十七秒東経百二十九度五十九分五十二秒の点
（3）北緯三十度十三秒東経百二十九度五十九分五十二秒の点	（4）北緯三十度十三秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点
（5）北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点	（5）北緯三十三度九分二十七秒東経百二十九分五十三秒の点

第一条の協定水域のうち、大韓民国の排他的経游水域の最南端の緯度線以北、協定第七条1に規定する線、協定第九条1の（8）の点から（1）の点までを順次に直線で結ぶ線及び同条2の（1）の線、（2）の線及び（3）の線から成る線以西の水域（協定附属書IIの3の（1）の点から（3）の点までを順次に直線で結ぶ線より北西側の我が国排他的経游水域を除く。）における沖合底引き網漁業の操業は、それぞれ次に掲げる期間においては、禁止する。	第二に掲げる海域（前号口からルまでに掲げる海域と重複する部分並びに漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下この号において「協定」という。）の大高潮時海岸線から冲合百海里以内の部
（1）北緯三十三度四十三度四十分九秒の線との交点から同道苦前郡羽幌町焼尻島東端とを結ぶ線と北緯四十三度四十分九秒の線との交点を経て同交点正東の線と最大高潮時海岸線との交点に至る線及び陸岸により囲まれた海域	（1）北緯三十三度四十三度四十分九秒の線との交点から同道苦前郡羽幌町焼尻島東端とを結ぶ線と北緯四十三度四十分九秒の線との交点を経て同交点正東の線と最大高潮時海岸線との交点に至る線及び陸岸により囲まれた海域
（2）北緯四十三度四十二度七分三十三秒東経百二十九度五十九分五十二秒の点	（2）北緯四十三度四十二度七分三十三秒東経百二十九度五十九分五十二秒の点
（3）北緯四十二度五十五分の点（旧様似港東防波堤灯台中心点）	（3）北緯四十二度五十五分の点（旧様似港東防波堤灯台中心点）
（4）北緯四十度一海里四十六度五十二秒の点	（4）北緯四十度一海里四十六度五十二秒の点
（5）北緯四十度一海里四十六度五十二秒の点	（5）北緯四十度一海里四十六度五十二秒の点

（1）北緯三十九度二十分十秒の線以北、北緯三十九度二十分十秒の線以南の海域	（1）北緯三十九度二十分十秒の線以北、北緯三十九度二十分十秒の線以南の海域
（2）北緯三十九度十五分十秒の線以北、北緯三十九度十五分十秒の線以南の海域	（2）北緯三十九度十五分十秒の線以北、北緯三十九度十五分十秒の線以南の海域
（3）北緯三十九度二十分十秒の線以北、北緯三十九度二十分十秒の線以南の海域	（3）北緯三十九度二十分十秒の線以北、北緯三十九度二十分十秒の線以南の海域
（4）北緯三十九度二十分十秒の線以北、北緯三十九度二十分十秒の線以南の海域	（4）北緯三十九度二十分十秒の線以北、北緯三十九度二十分十秒の線以南の海域
（5）北緯三十九度二十分十秒の線以北、北緯三十九度二十分十秒の線以南の海域	（5）北緯三十九度二十分十秒の線以北、北緯三十九度二十分十秒の線以南の海域

（1）北緯三十九度一海里三十三度五十九分五十二秒の線から成る線以東、東経百三十五度五十九分五十二秒の線以西の海域のうち長崎県、佐賀県、福岡県及び山口県	（1）北緯三十九度一海里三十三度五十九分五十二秒の線から成る線以東、東経百三十五度五十九分五十二秒の線以西の海域のうち長崎県、佐賀県、福岡県及び山口県
（2）北緯三十九度一海里三十三度五十九分五十二秒の線から成る線以東、東経百三十五度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の線以西の海域のうち長崎県、佐賀県、福岡県及び山口県	（2）北緯三十九度一海里三十三度五十九分五十二秒の線から成る線以東、東経百三十五度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の線以西の海域のうち長崎県、佐賀県、福岡県及び山口県
（3）北緯三十九度一海里三十三度五十九分五十二秒の線から成る線以東、東経百三十五度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点	（3）北緯三十九度一海里三十三度五十九分五十二秒の線から成る線以東、東経百三十五度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点
（4）北緯三十九度一海里三十三度五十九分五十二秒の点から北緯三十九度二十分十秒の線以東、東経百三十五度五十九分五十二秒の点	（4）北緯三十九度一海里三十三度五十九分五十二秒の点から北緯三十九度二十分十秒の線以東、東経百三十五度五十九分五十二秒の点
（5）北緯三十九度一海里三十三度五十九分五十二秒の点から北緯三十九度二十分十秒の点	（5）北緯三十九度一海里三十三度五十九分五十二秒の点から北緯三十九度二十分十秒の点

潮時海岸線における境界点南東の線以東の海域のうち千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県及び徳島県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 每年七月一日から八月三十日まで
ネ徳島県と高知県との最大高潮時海岸線における境界点南東の線以西、同県宿毛市鵜来島西端から正南の線以東の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 每年五月一日から九月三十日まで
ナ高知県宿毛市鵜来島西端から正南の線以西、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以東の海域のうち同県、愛媛県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 每年五月一日から九月三十日まで
ラ、宮崎県児湯郡新富町一ツ瀬川口中央正東の線以南 同県日南市鶴戸崎突端正東の線以北、同突端から最大高潮時海岸線を一ツ瀬川口中央に至る線以東の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 每年五月一日から翌年五月一日から八月三十日まで
ム長崎県対馬市三島灯台中心点を通る経線以東、同灯台中心点から島根県出雲市日御崎灯台中心点を結ぶ線以南、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以西、百海里以内の部分 每年五月一日から翌年五月三十日まで
三島灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点を結ぶ線以北の海域 每年四月一日から翌年三月三十日まで (毎年十
月一日から翌年三月三十一日までの間にあつては、毎日午前零時から午前五時まで及び午後七時から午後十二時まで)
三網口開口板を使用してする冲合底引き網漁業の操業は、次に掲げる海域以外の海域においては、禁止する。
イ北緯三十四度三十四分四十六秒東絰百二十九度二分四十二秒の点と北緯三十二度三十分十二秒東絰百二十六度五十九分五十三秒の点とを結ぶ線以南、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以東の海域
南、同突端から最大高潮時海岸線を千葉県気仙沼市御崎突端正東の線以

県南房総市野島崎灯台中心点に至る線及び同灯台中心点正南の線から成る線以東の海域
ハ北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線以北の日本海、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西のオホーツク海及び東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中点正南の線以東、青森県下北郡東通村尻屋崎突端正東の線以北の太平洋の海域
(次の(1)の点から(13)の点までを順次に直線で結ぶ線、(14)の海岸線、(15)の点から(26)の点までを順次に直線で結ぶ線、(27)の海岸線及び(28)の点から(40)の点までを順次に直線で結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域を除く。)
(1) 北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線と東経百三十八度五十九分四十六秒の線と東の線の交点
(2) 北海道斜里郡斜里町と同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里の点
(3) 北海道内市時前崎突端七十五度二十一海里的点
(4) 北海道紋別郡雄武町音稻府岬突端北東十六海里的点
(5) 北海道網走市能取岬突端八十八度九・八海里的点
(6) 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台中心点北西四海里的点
(7) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正北五海里的点
(8) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里的点
(9) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と国後島最大高潮時海岸線との交点に至る最大高潮時海岸線
(10) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里的点
(11) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里的点
(12) 北海道稚内市野寒岬突端と樺太宗仁岬突端とを結ぶ線と北緯四十五度四十一度九分四十六秒の点
(13) 樺太宗仁岬突端と樺太宗仁岬突端を結ぶ線と北緯四十五度九分二十七秒の線以北、東経百三十三度九分二十七秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以東の海域
(14) 樺太宗仁岬突端
(15) 樺太西能登呂岬突端
(16) 北海道稚内市時前崎突端七十五度十二海里的点

(17) 北海道稚内市時前崎突端七十五度二十一海里的点
(18) 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突端北東十八海里的点
(20) 北海道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台中心点七度十五・七海里的点
(21) 北海道網走市能取岬突端北東五度九・八海里的点
(22) 北海道網走市能取岬突端八十八度九・八海里的点
(23) 北海道目梨郡羅臼岳頂上二百七十七度の線と同道幌泉郡斜里町と同郡清里町との境界にある斜里岳頂上正北の線との交点
(24) 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台中心点北西四海里的点
(25) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正北五海里的点
(26) 国後島ルリイ岬突端
(27) 国後島ルリイ岬突端から北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と国後島最大高潮時海岸線との交点に至る最大高潮時海岸線
(28) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里的点から同道紋別郡雄武町音稻府岬突端正東十六海里的点、同郡湧別町サロマ湖口灯台中心点七度十五・七海里的点、同灯台中心点十三度十八海里的点及び同端北東二十海里的点を経て音標岬突端正北東十八海里的点に至る線により囲まれた海域 每年五月六日から翌年三月四日まで
(29) 北海道四十三度六分九秒東絰百四十五度五十九分四十五秒の点
(30) 北海道根室市落石岬突端正南十七海里的点
(31) 北海道四十二度五十一分九秒東絰百四十五度二十五分四十五秒の点
(32) 北海道四十二度五十二分九秒東絰百四十五度二十五分四十五秒の点
(33) 北海道四十二度四十一分九秒東絰百四十四度五十四分十六秒の点
(34) 北海道四十二度四十一分九秒東絰百四十四度三十八分四十六秒の点
(35) 北海道四十二度三十九分九秒東絰百四十四度三十八分四十六秒の点
(36) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十八海里的点と北緯四十二度四十分九秒東絰百四十四度九分四十六秒の点

度二十一海里的点を結ぶ線と北緯四十二度三十九分九秒の線との交点
(37) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正南十八海里的点から正東の線と東経百四十三度四十二分十六秒の線との交点、同灯台中
(38) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里的点から正東の線と東経百四十三度三十九分四十六秒の線との交点
(39) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里的点
(40) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里的点
(41) 北海道稚内市時前崎突端七十五度十二海里的点

漁業 以西底 びき網	百四十三度三十九分四十六秒の線との交点と同道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東海里の点から正東の線と東経一百八海里の境界から百六度三十分の線との交点及び襟裳岬灯台中心点正南十八海里の点から正東の線と東経百四十三度三十九分四十六秒の線との交点を経て同灯台中心点正南十八海里の点に至る線により囲まれた海域。毎年十一月一日から翌年一月十九日まで。
五 北緯三十四度三十四分四十一秒東経百二十九度二分四十二秒の点から北緯三十二度三十分十二秒東経百二十六度五十九分五十三秒の点に至る線、東経百二十八度二十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線の各線により囲まれた海域において、沖合底びき網漁業の許可で当該許可に係る操業区域のすべてが当該海域であるものを受けた船舶を使用が當む場合においては、沖合底びき網漁業の許可で当該許可に係る操業区域の一部が北緯三十六度十一秒の線、東経百二十九度五十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線の各線により囲まれた海域であるものを受けた船舶以外の船舶を使用してはならない。	百二十九度二分四十二秒の点から北緯三十二度三十分十二秒東経百二十六度五十九分五十三秒の点に至る線、東経百二十八度二十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線の各線により囲まれた海域において、沖合底びき網漁業の許可で当該許可に係る操業区域のすべてが当該海域であるものを受けた船舶を使用が當む場合においては、沖合底びき網漁業の許可で当該許可に係る操業区域の一部が北緯三十六度十一秒の線、東経百二十九度五十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線の各線により囲まれた海域であるものを受けた船舶以外の船舶を使用してはならない。
六 北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域においては、成熟がに（腹節の内側に卵を有しない雌）に及び甲幅九センチメートル未満の雄がに以外のかにをいう。の採捕は、十一月六日から翌年三月二十日までの期間内は、禁止する。	六 北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域においては、成熟がに（腹節の内側に卵を有しない雌）に及び甲幅九センチメートル未満の雄がに以外のかにをいう。の採捕は、十一月六日から翌年三月二十日までの期間内は、禁止する。
一 長崎県五島市大瀬崎突端から同突端正西十海里の点及び同市嵯峨ノ島頂上正西底びき網漁業の操業は、	一 長崎県五島市大瀬崎突端から同突端正西十海里の点及び同市嵯峨ノ島頂上正西底びき網漁業の操業は、

漁業 遠洋底 びき網	ロ 袋網の長さは、二百目以下であること。 三 北緯三十三度十二秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以東の海域において、以西底びき網漁業の操業は、禁止する。 イ 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域
二 新潟県佐渡市佐渡島の周囲最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域	ロ 山形県酒田市飛島の周囲最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域
ハ 新潟県岩船郡粟島浦村粟島の周囲最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域	ロ 山形県酒田市飛島の周囲最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域
三 広島県廿日市市原町原町の周囲最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域	ロ 山形県酒田市飛島の周囲最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域
四 北西大西洋条約海域において、網（底部を除く。）の選択性を低下させ、事実上、目合を狭める効果を有する装置を備えた網を使用する遠洋底びき網漁業の操業は、禁止する。	ロ タラバガニ又はアブラガニ一 次に掲げる海域における大中型まき網漁業の操業は、禁止する。
五 次に掲げる種類の水産動物の遠洋底びき網漁業による採捕は、禁止する。イ サケ又はマス	三 北緯三十三度十二秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以東の海域において、以西底びき網漁業の操業は、禁止する。

漁業 遠洋底 びき網	大中型 まき網
二 新潟県佐渡市佐渡島の周囲最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域	一 次に掲げる海域における大中型まき網漁業の操業は、禁止する。
ハ 新潟県岩船郡粟島浦村粟島の周囲最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域	二 新潟県佐渡市佐渡島の周囲最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域
三 広島県廿日市市原町原町の周囲最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域	三 北緯三十三度十二秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以東の海域において、以西底びき網漁業の操業は、禁止する。
四 北西大西洋条約海域において、網（底部を除く。）の選択性を低下させ、事実上、目合を狭める効果を有する装置を備えた網を使用する遠洋底びき網漁業の操業は、禁止する。	四 兵庫県と鳥取県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西、佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県壱岐市長原崎突端、同市壱岐鳥屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て、同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台同突端正西の線から成る線以北の海域のうち石川県及び福井県の最大高潮時海岸線から沖合三海里（石川県と福井県との境界点正北の線）及び高潮流時海岸線から沖合三千メートル以内の部分
五 次に掲げる種類の水産動物の遠洋底びき網漁業による採捕は、禁止する。イ サケ又はマス	五 兵庫県と鳥取県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西、佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県壱岐市長原崎突端、同市壱岐鳥屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て、同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台同突端正西の線から成る線以北の海域のうち石川県及び福井県の最大高潮時海岸線から沖合三海里（石川県と福井県との境界点正北の線）及び高潮流時海岸線から沖合三千メートル以内の部分

漁業 遠洋底 びき網	大中型 まき網
二 北緯十度の線以北の太平洋の海域（第一号に規定する海域と重複する部分を除く。）における遠洋底びき網漁業によるメートル未満のオヒヨウの採捕は、禁止する。	二 北緯十度の線以北の太平洋の海域（第一号に規定する海域と重複する部分を除く。）における遠洋底びき網漁業によるメートル未満のオヒヨウの採捕は、禁止する。
三 赤道以北の太平洋の海域（第一号に規定する海域と重複する部分を除く。）における遠洋底びき網漁業によるニシンの採捕は、禁止する。	三 赤道以北の太平洋の海域（第一号に規定する海域と重複する部分を除く。）における遠洋底びき網漁業によるズワイガニの採捕は、禁止する。
四 北西大西洋条約海域において、網（底部を除く。）の選択性を低下させ、事実上、目合を狭める効果を有する装置を備えた網を使用する遠洋底びき網漁業の操業は、禁止する。	四 北西大西洋条約海域において、網（底部を除く。）の選択性を低下させ、事実上、目合を狭める効果を有する装置を備えた網を使用する遠洋底びき網漁業の操業は、禁止する。
五 次に掲げる種類の水産動物の遠洋底びき網漁業による採捕は、禁止する。イ サケ又はマス	五 次に掲げる種類の水産動物の遠洋底びき網漁業による採捕は、禁止する。

における境界点正西二千五百メートルの点、同県天草市忍し瀬正西二千五百メートルの点、同市小ヶ瀬正西五百メートルの点、同市魚貫町と同市天草町との最大高潮時海岸線における境界点正西一千二百メートルの点及び同市魚貫崎西端正西千八十メートルの点を経て同西端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

タ 熊本県天草市染岳頂上から同市高松山三角点に至る線、同市恵比須鼻突端から同県上天草市大矢野岳頂上に至る線、同市三角灯台中心点から同県宇城市中神島を経て同市三角岳頂上に至る線、同県天草市牛深港灯台中心点から同市下須島北西端に至る線、同島南東端から鹿児島県出水郡長島町長崎鼻灯台中心点に至る線及び同町大崎突端から同県阿久根市瀬崎突端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

レ 鹿児島県の最大高潮時海岸線から沖合四千メートル以内の海域（タに掲げる海域を除く。）

ソ 鹿児島県薩摩川内市天狗鼻突端から同突端正西四千メートルの点及び同県日置市久多島頂上を経て同県南さつま市薩摩野間岬灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）

ツ 鹿児島県薩摩川内市帽子山頂上から同県日置市久多島頂上に至る線と同県薩摩川内市大辻鼻西端から同県南さつま市薩摩野間岬灯台中心点に至る線と同県知覧町南別府との最大高潮時海岸線における境界点から同境界点正南の線と同県南さつま市坊ノ岬灯台中心点から同県肝属郡南大隅町佐多岬灯台中心点に至る線との交点を経て同灯台中心点に至る線及び陸岸により囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）

ナ 北海道根室市納沙布岬灯台中心点から南東の線以南、同灯台中心点から最大高潮時海岸線を同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南の線以東の線から成る海域のうち同道の最大高潮時海岸線から沖合一万メートル以内の部分

ラ 大分県津久見市楠屋鼻突端から同市冲無垢島東端、同市高甲岩東端、同県佐伯市蒲戸崎東端正東千メートルの点、同市先ノ瀬頂上、同市鶴御崎東端九十六度千メートルの点、同市芹崎東端、同市深島東端正東二千メートルの点、同端及び同島西端を経て同県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

ム 宮崎県串間市都井岬灯台中心点から鹿児島県串間市都井岬灯台中心点に至る線及び陸岸により囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）

ウ 沖縄県島尻郡伊平屋村伊平屋島灯台中心点正北二万メートルの点、同県国頭郡国頭村瀬高崎灯台中心点正東二万メートルの点、同県南城市久高島灯台中心点正東二万メートルの点、同県糸満市荒崎突端正南二万メートルの点、同県島尻郡久米島町西銘崎突端正西二万メートルの点及び同郡伊平屋村伊平屋島灯台中心点正北二万メートルの点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

ヰ 沖縄県宮古島市池間島灯台中心点正北二万メートルの点、同市東平安名崎突端正東二万メートルの点、同県八重山郡竹富町波照間島灯台中心点正南二万メートルの点、同郡与那国町西崎突端正西二万メートルの点、同町馬鼻崎突端正北二万メートルの点及び池間島灯台中心点正北二万メートルの点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

二 次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ又はぶりに係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。

イ 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点から同県久慈市三崎突端正東三海里的点、同県下閉伊郡普代村黒崎突端正東三海里的点、同県宮古市真崎突端正東三海里的点、同県宮古市真崎突端正東三海里的点、同市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端正東二海里的点、同市金華山大箱崎突端正東二海里的点、同市金華山大箱崎突端正東二海里的点、同市大須崎灯台中心点、同市大室崎突端正東二海里的点、宮城県気仙沼市御崎突端正東二海里的点、同市大須崎灯台中心点から同県東松島市波島灯台中心点に至る線及び陸岸により囲まれた海域

ロ 宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域

四 次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ、ぶり、あじ及びさば以外の魚種に係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。

イ 岩手県宮古市閉伊崎北端から同市ケ崎館ケ崎東端に至る線及び陸岸により囲まれた宮古湾内の海域

カ 岩手県と宮城県との最大高潮時海岸線における境界点から同県宮古市御崎突端正東三海里的点、同市金華山大箱崎突端正東三海里的点、同市大船渡市首崎突端正東三海里的点、同市釜石市御箱崎突端正東三海里的点、同市碁石崎突端正東三海里的点、同市尾崎突端正東三海里的点、同県下閉伊郡普代村黒崎突端正東三海里的点、同市大須崎灯台中心点から同県宮古市重茂館ケ崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた山田湾内に至る線及び陸岸により囲まれた山田湾南端に至る線

二 次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ又はぶりに係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。

イ 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点から同県久慈市三崎突端正東三海里的点、同県下閉伊郡普代村黒崎突端正東三海里的点、同県宮古市真崎突端正東三海里的点、同市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端正東二海里的点、同市金華山大箱崎突端正東二海里的点、同市大須崎灯台中心点、同市大室崎突端正東二海里的点、宮城県気仙沼市御崎突端正東二海里的点、同市大須崎灯台中心点から同県東松島市波島灯台中心点に至る線及び陸岸により囲まれた海域

ロ 宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域

四 次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ、ぶり、あじ及びさば以外の魚種に係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。

イ 岩手県宮古市閉伊崎北端から同市ケ崎館ケ崎東端に至る線及び陸岸により囲まれた宮古湾内の海域

カ 岩手県と宮城県との最大高潮時海岸線における境界点から同県宮古市御崎突端正東三海里的点、同市金華山大箱崎突端正東三海里的点、同市大船渡市首崎突端正東三海里的点、同市釜石市御箱崎突端正東三海里的点、同市尾崎突端正東三海里的点、同市碁石崎突端正東三海里的点、同市尾崎突端正東三海里的点、同市大須崎灯台中心点から同県宮古市重茂館ケ崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた山田湾内に至る線及び陸岸により囲まれた山田湾南端に至る線

二 次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ又はぶりに係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。

イ 岩手県宮古市閉伊崎北端から同市ケ崎館ケ崎東端に至る線及び陸岸により囲まれた宮古湾内の海域

カ 岩手県と宮城県との最大高潮時海岸線における境界点から同県宮古市御崎突端正東三海里的点、同市金華山大箱崎突端正東三海里的点、同市大船渡市首崎突端正東三海里的点、同市釜石市御箱崎突端正東三海里的点、同市尾崎突端正東三海里的点、同市碁石崎突端正東三海里的点、同市尾崎突端正東三海里的点、同市大須崎灯台中心点から同県宮古市重茂館ケ崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた山田湾内に至る線及び陸岸により囲まれた山田湾南端に至る線

ロ 岩手県下閉伊郡山田町立子鼻突端から同町高堂島南端及び同町大島南端を経て同県上閉伊郡大槌町野島頂上を通り同

山頂上に至る線と同市大室崎突端から同 県東松島市波島灯台中心点に至る線との 交点及び同灯台中心点を経て同県と福島 県との最大高潮時海岸線における境界点 に至る線並びに陸岸により囲まれた海域 ヨ宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最 大高潮時海岸線から二海里以内の海域 五我が国の排他的經濟水域におけるめ ばち、かつお又はさけに係る大中型ま き網漁業の操業は、農林水産大臣が定め た期間内においては、禁止する。
六集魚灯を使用してする大中型まき網 漁業の操業は、千葉県南房総市野島崎灯 台中心点を通る經度線以東の太平洋の海 域においては、禁止する。
七さけ又はますの採捕であつて大中型 まき網漁業の操業に係るもの（総トン数 十五トン以上の船舶を使用して行うもの に限る。）は、太平洋の海域においては、 禁止する。
八次に掲げる海域におけるかつお又は まぐろに係る大中型まき網漁業の操業 (投網前に視認される鯨又はじんべえざめ から一海里以内の海域におけるものに限 る。)は、禁止する。
九中西部太平洋条約海域 インド洋協定海域
十沖合底びき網漁業の項第一号イに掲 げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁 止する。
十一沖合底びき網漁業の項第一号イに掲 げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁 止する。
十二沖合底びき網漁業の項第一号イに掲 げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁 止する。
十三沖合底びき網漁業の項第一号イに掲 げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁 止する。
十四沖合底びき網漁業の項第一号イに掲 げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁 止する。
十五沖合底びき網漁業の項第一号イに掲 げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁 止する。
十六沖合底びき網漁業の項第一号イに掲 げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁 止する。
十七沖合底びき網漁業の項第一号イに掲 げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁 止する。
十八沖合底びき網漁業の項第一号イに掲 げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁 止する。
十九沖合底びき網漁業の項第一号イに掲 げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁 止する。
二十沖合底びき網漁業の項第一号イに掲 げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁 止する。

二次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ 線により囲まれた海域におけるかつお・ まぐろ漁業によるめばちの採捕は、禁止 する。
イ北緯三十八度十一秒東經百四十一度 五十九分四十七秒の点
ロ北緯三十八度十一秒東經百四十二度 五十九分四十七秒の点
ハ北緯三十三度十三秒東經百四十二度 五十九分四十七秒の点
ニ北緯三十三度十三秒東經百四十六度 五十九分四十七秒の点
ホ北緯三十度十五秒東經百四十六度五 十九分四十七秒の点
ヘ千葉県南房総市野島崎灯台正南三十 海里の点と北緯三十度十五秒東經百四十 度五十九分四十七秒の点を結ぶ線と東 経四十一度五十九分四十七秒の線との 交点
ト北緯三十八度十一秒東經百四十一度 五十九分四十七秒の点
三北緯三十八度十一秒の線、東經百四 十六度五十九分四十六秒の線、北緯三十 度十三秒の線及び東經百四十二度五十 九分四十七秒の線により囲まれた海域に おけるかじき等流し網漁業の操業は、毎 年五月一日から九月三十日までの期間内 においては、禁止する。
四かじき等流し網漁業によるさけ、ま す、うみがめ類、くろとがりざめ又はよ ごれの採捕は、禁止する。
九東部太平洋条約海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、 採捕は、禁止する。
十インド洋協定海域におけるかつお・ まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁 止する。
十一インド洋協定海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるにたりの採捕は、禁 止する。
十二インド洋協定海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるまおながの採捕は、 禁止する。
十三インド洋協定海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、 禁止する。
十四インド洋協定海域におけるかつ お・まぐろ漁業による体長六十センチメ ートル未満のかじきの採捕は、禁止する。
十五インド洋協定海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるしゆもくざめ科(うち わしゆもくざめを除く。)の採捕は、禁止 する。
十六大西洋条約海域におけるかつお・ まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕 は、禁止する。
十七大西洋条約海域におけるかつお・ まぐろ漁業によるしゆもくざめ科(うち わしゆもくざめを除く。)の採捕は、禁止 する。
十八大西洋条約海域におけるかつお・ まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁 止する。

四中西部太平洋条約海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、禁止 する。
五中西部太平洋条約海域におけるかつ お・まぐろ漁業(釣りによるものに限る) によるかつおの採捕は、農林水産大臣 が定める期間内においては、禁 止する。
六中西部太平洋条約海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるきはだの採捕は、農林水 産大臣が定めた期間内においては、 禁止する。
七中西部太平洋条約海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるいとまきえい科の 採捕は、禁止する。
八東部太平洋条約海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、 農林水産大臣が定めた期間内においては、 禁止する。
九東部太平洋条約海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるいとまきえい科の 採捕は、禁止する。
十インド洋協定海域におけるかつお・ まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁 止する。
十一インド洋協定海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるにたりの採捕は、禁 止する。
十二インド洋協定海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるまおながの採捕は、 禁止する。
十三インド洋協定海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、 禁止する。
十四インド洋協定海域におけるかつ お・まぐろ漁業による体長六十センチメ ートル未満のかじきの採捕は、禁止する。
十五インド洋協定海域におけるかつ お・まぐろ漁業によるしゆもくざめ科(うち わしゆもくざめを除く。)の採捕は、禁止 する。
十六大西洋条約海域におけるかつお・ まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕 は、禁止する。
十七大西洋条約海域におけるかつお・ まぐろ漁業によるしゆもくざめ科(うち わしゆもくざめを除く。)の採捕は、禁止 する。
十八大西洋条約海域におけるかつお・ まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁 止する。

十九大西洋条約海域におけるかつお・ まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止 する。
二十大西洋条約海域におけるかつお・ まぐろ漁業によるめばちの採捕は、禁止 する。
二十一大西洋条約海域におけるかつお・ まぐろ漁業による体重二十五キログラム 未満の採捕は、禁止する。
二十二北緯五度の線以北の大西洋条約 海域におけるかつお・まぐろ漁業による 採捕は、禁止する。
二十三北緯十度の線以北の西經四十五 度の線、北緯十度西經四十五度の点から 北緯十度西經三十五度の点に至る直線、 北緯十度西經三十五度の点から北緯五度 西經三十五度の点に至る直線、北緯五度 西經三十五度の点から北緯五度西經三十 度の点に至る直線、北緯五度西經三十度 の点から赤道と西經三十度の線との交点 に至る直線、赤道と西經三十度の線との 交点から赤道と西經二十五度の線との交 点に至る直線及び赤道以南の西經二十五 度の線から成る線以西の大西洋条約海域 (次号から第二十六号までにおいて「西大 西洋の海域」という。)におけるかつお・ まぐろ漁業による体重三十キログラム未 満のくろまぐろの採捕は、禁止する。た だし、体重三十キログラム未満のくろま ぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海 域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百 分の十を超えない場合は、この限りでな い。
二十四北緯三十五度の線以北の西經四 十五度の線、北緯三十五度西經四十五度 の点から北緯三十五度西經六十五度に至 る直線、北緯三十五度西經六十五度の点 から北緯二十度西經六十五度の点に至 る直線、北緯二十度西經六十五度の点から 北緯二十度西經八十度に至る直線、北緯 二十度西經八十度の点から北緯二十六度

北太平洋の海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、禁止する。	三十度西経八十度の点に至る直線、北緯二十六度三十分西経八十度の点及び北緯二十六度三十分の線とフロリダ半島東岸との交点を結ぶ直線以北の北大西洋の海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

いり漁業	第一次に掲げる海域におけるいか釣り漁業の操業は、禁止する。
	（1） 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域
	（2） 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線、山口県下関市火の山下通航潮流信号所から福岡県北九州市門司崎灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた海域
	（1） 長崎県長崎市野母崎突端正西の線
	（2） 長崎県長崎市野母崎突端正西の線と東経百二十七度五十九分五十二秒の線との交点
	（3） 長崎県対馬市野崎突端
	（4） 山口県萩市見島北灯台
	（5） 福岡県宗像市沖ノ島灯台と島根県出雲市日御崎灯台北西三十海里的点とを結ぶ線と山口県萩市見島の最大高潮時海岸線から二十海里的点との交点のうち北
	（6） 島根県出雲市日御崎灯台北西三十海里的点
	（7） 島根県隱岐郡知夫村知夫里島灯台
	（8） 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里的点と鳥取県鳥取市長尾鼻灯台正北三十海里的点とを結ぶ線の延長線と島根県隱岐郡の最大高潮時海岸線から沖合二十海里的線との交点のうち東に位置するもの
	（9） 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里的点
	（10） 石川県加賀市加佐岬灯台北十五海里的点
	（11） 石川県輪島市舳倉島灯台正北二十一海里的点
	（12） 石川県輪島市舳倉島灯台正北二十一海里的点
	（13） 石川県珠洲市祿剛崎灯台北東二十一海里的点
	（14） 石川県珠洲市長手崎灯台正北二十一海里的点
	（15） 新潟県佐渡市沢崎鼻灯台
	（16） 新潟県佐渡市姫崎灯台
	（17） 新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台
	（18） 山形県酒田市飛島灯台北西五海里的点
海里の点	（19） 秋田県男鹿市入道崎灯台正西七

（20） 青森県西津軽郡深浦町艤作崎灯台正西七海里的点	（21） 青森県西津軽郡深浦町大戸瀬崎灯台正西六海里的点
（22） 青森県北津軽郡中泊町小泊岬北灯台正西七海里的点	（23） 青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎灯台と北海道松前郡松前町白神岬灯台とを結ぶ線の中心点
（24） 青森県東津軽郡今別町高野崎灯台正五海里的点	（25） 青森県下北郡大間町大間崎灯台と北海道函館市汐首岬灯台とを結ぶ線の中心点
（26） 青森県むつ市大畑港北防波堤灯台正北五海里的点	（27） 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台とを結ぶ線の中心点
（28） 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台正東三海里的点	（29） 青森県下北郡東通村白糠灯台正東三海里的点
（30） 青森県下北郡東通村白糠灯台正東三海里的点と同様上北郡の最大高潮時海岸線との交点	（31） 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点
（32） 青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎灯台正東三海里的点	（33） 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点
（34） 北海道函館市汐首岬灯台正東六海里的点	（35） 北海道函館市恵山岬灯台南東六海里的点
（36） 北海道函館市恵山岬灯台正東五海里的点	（37） 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点
（38） 北海道函館市汐首岬灯台正東六海里的点	（39） 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点
（40） 北海道函館市汐首岬灯台正東六海里的点	（41） 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点

（3） 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里的点と同道函館市白尻港北防波堤灯台とを結ぶ海上同灯台から五海里的点	（4） 北海道函館市恵山岬灯台台北東五海里的点
（5） 北海道函館市恵山岬灯台正東六海里的点	（6） 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点
（7） 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点	（8） 北海道上磯郡知内町矢越岬灯台正東六海里的点
（9） 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点	（10） 北海道松前郡松前町白糠灯台正東六海里的点
（11） 北海道松前郡松前町白糠灯台正北の線と最大高潮時海岸線との交点	（12） 北海道爾志郡乙部町乙部港北防波堤灯台正西八海里的点
（13） 北海道久遠郡せたな町帆越岬灯台正西四海里的点	（14） 最大高潮時海岸線上北海道久遠、島牧両郡界西北西十二海里的点
（15） 最大高潮時海岸線上北海道久遠、島牧両郡界西北西二十海里的点	（16） 最大高潮時海岸線上北海道島牧、寿都両郡界北西二十海里的点
（17） 最大高潮時海岸線上北海道島牧、寿都両郡界北西二十海里的点	（18） 北海道奥尻郡奥尻町奥尻島の周囲最大高潮時海岸線から冲合十海里以内の海域（ホに掲げる海域を除く。）
（19） 北海道奥尻郡奥尻町奥尻島の周囲最大高潮時海岸線から冲合十海里以内の海域（ホに掲げる海域を除く。）	

（1） 北海道天塩郡の最大高潮時海岸線 上北緯四十五度八秒の点	（2） 北緯四十五度八秒東經百四十度 十九分四十六秒の点	（3） 北緯四十五度四十分八秒東經百四 度四十九分四十六秒の点
（4） 北海道稚内市宗谷岬灯台北北東の線との交 点	（5） 北海道稚内市時前崎突端正東十三 海里的点	（6） 北緯四十四度五十六分七秒東經百 四十二度五十二分二十四秒の点
（7） 最大高潮時海岸線上北海道枝幸、 紋別兩郡界四十三度三十分二・二海里的 点	（8） 最大高潮時海岸線上北海道紋別郡 興部町、紋別市境界北東二・二海里的点	（9） 北海道紋別市紋別灯台と同道紋別 郡湧別町サロマ湖口灯台北東一・六海里 の点とを結ぶ線上紋別灯台五海里的点
（10） 北海道紋別郡湧別町サロマ湖口 灯台北東一・六海里的点	（11） 北海道北見市常呂岬突端正北 六海里的点	（12） 北海道網走市能取岬灯台北東 一・六海里的点
（13） 北海道網走市網走港東防波堤灯 台東南東二・二海里的点	（14） 北海道網走市網走港東防波堤灯 台東南東の線と北緯四十三度五十七分九 秒の線との交点	（15） 北海道網走郡美幌町と同道川上 郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と 同道斜里郡斜里町宇登呂灯台北西一・三 海里的点とを結ぶ線と北緯四十三度五十 七分九秒の線との交点
（16） 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台 北西一・三海里的点	（17） 最大高潮時海岸線上北海道斜里、 目梨両郡界北西一・三海里的点	（18） 最大高潮時海岸線上北海道斜里、 目梨両郡界三十二度三十分一・三海里的 点

（19） 北緯四十六度八秒東經百四十六 度四十七分四十四秒の点	（20） 北緯四十六度九秒東經百四十九 度五十九分四十三秒の点	（21） 北緯四十五度三十分九秒東經百 四十九度五十九分四十三秒の点	（22） 北緯四十三度二十五分九秒東經 百四十七度二十九分四十五秒の点	（23） 北海道根室市納沙布岬灯台南南 東三十海里的点	（24） 北海道根室市納沙布岬灯台南南 東十海里的点
（25） 最大高潮時海岸線上北海道根室 市、厚岸郡境界正南二十海里的点	（26） 最大高潮時海岸線上北海道根室 市、厚岸郡境界	（25） 最大高潮時海岸線上北海道根室 市、厚岸郡境界正南二十海里的点	（26） 最大高潮時海岸線上北海道根室 市、厚岸郡境界	（25） 最大高潮時海岸線上北海道根室 市、厚岸郡境界正南二十海里的点	（26） 最大高潮時海岸線上北海道根室 市、厚岸郡境界
（27） 第三十七条、第三百六条、第一百六 九条に規定する区域	（28） 第三十七条に規定する日本国 政府とカナダ政府との間 の協定第二条1に規定す る海域	（27） 第三十七条、第三百六条、第一百六 九条に規定する区域	（28） 第三十七条に規定する日本国 政府とカナダ政府との間 の協定第二条3に定め られたカナダ政府の權 限ある当局が発給した 許可証を有する者	（27） 第三十七条、第三百六条、第一百六 九条に規定する区域	（28） 第三十七条に規定する日本国 政府とトウヴァル政府との間 の協定前文に規定す る海域
（29） 第三十七条、第三百六条、第一百六 九条に規定する日本国 政府とカナダ政府との間 の協定第一条に規定す る日本国政府とギルバ ート諸島政府との間 の協定第一條に規定す る日本国政府とギルバ ート諸島政府との間 の協定第二条3に定め られたカナダ政府の權 限ある当局が発給した 許可証を有する者	（30） 第三十七条、第三百六条、第一百六 九条に規定する日本国 政府とトウヴァル政府との 間の協定前文に規定す る日本国政府とギルバ ート諸島政府との間 の協定第二条3に定め られたカナダ政府の權 限ある当局が発給した 許可証を有する者	（29） 第三十七条、第三百六条、第一百六 九条に規定する日本国 政府とカナダ政府との間 の協定第一条に規定す る日本国政府とギルバ ート諸島政府との間 の協定第一條に規定す る日本国政府とギルバ ート諸島政府との間 の協定第二条3に定め られたカナダ政府の權 限ある当局が発給した 許可証を有する者	（30） 第三十七条、第三百六条、第一百六 九条に規定する日本国 政府とトウヴァル政府との 間の協定前文に規定す る日本国政府とギルバ ート諸島政府との間 の協定第二条3に定め られたカナダ政府の權 限ある当局が発給した 許可証を有する者	（29） 第三十七条、第三百六条、第一百六 九条に規定する日本国 政府とカナダ政府との間 の協定第一条に規定す る日本国政府とギルバ ート諸島政府との間 の協定第一條に規定す る日本国政府とギルバ ート諸島政府との間 の協定第二条3に定め られたカナダ政府の權 限ある当局が発給した 許可証を有する者	（30） 第三十七条、第三百六条、第一百六 九条に規定する日本国 政府とトウヴァル政府との 間の協定前文に規定す る日本国政府とギルバ ート諸島政府との間 の協定第二条3に定め られたカナダ政府の權 限ある当局が発給した 許可証を有する者

六 マーシャル諸島の地	五 漁業に関する日本国	四 漁業に関する日本国	三 漁業に関する日本国	二 ギルバート諸島の地	一 漁業に関する日本国
（31） 第二条1に規定する海域	（32） 第二条1に規定する海域	（33） 第二条1に規定する海域	（34） 第二条1に規定する海域	（35） 第二条1に規定する海域	（36） 第二条1に規定する海域
（37） 第二条1に規定する海域	（38） 第二条1に規定する海域	（39） 第二条1に規定する海域	（40） 第二条1に規定する海域	（41） 第二条1に規定する海域	（42） 第二条1に規定する海域
（43） 第二条1に規定する海域	（44） 第二条1に規定する海域	（45） 第二条1に規定する海域	（46） 第二条1に規定する海域	（47） 第二条1に規定する海域	（48） 第二条1に規定する海域
（49） 第二条1に規定する海域	（50） 第二条1に規定する海域	（51） 第二条1に規定する海域	（52） 第二条1に規定する海域	（53） 第二条1に規定する海域	（54） 第二条1に規定する海域

（55） 第二条1に規定する海域	（56） 第二条1に規定する海域	（57） 第二条1に規定する海域	（58） 第二条1に規定する海域	（59） 第二条1に規定する海域	（60） 第二条1に規定する海域
（61） 第二条1に規定する海域	（62） 第二条1に規定する海域	（63） 第二条1に規定する海域	（64） 第二条1に規定する海域	（65） 第二条1に規定する海域	（66） 第二条1に規定する海域
（67） 第二条1に規定する海域	（68） 第二条1に規定する海域	（69） 第二条1に規定する海域	（70） 第二条1に規定する海域	（71） 第二条1に規定する海域	（72） 第二条1に規定する海域
（73） 第二条1に規定する海域	（74） 第二条1に規定する海域	（75） 第二条1に規定する海域	（76） 第二条1に規定する海域	（77） 第二条1に規定する海域	（78） 第二条1に規定する海域
（79） 第二条1に規定する海域	（80） 第二条1に規定する海域	（81） 第二条1に規定する海域	（82） 第二条1に規定する海域	（83） 第二条1に規定する海域	（84） 第二条1に規定する海域
（85） 第二条1に規定する海域	（86） 第二条1に規定する海域	（87） 第二条1に規定する海域	（88） 第二条1に規定する海域	（89） 第二条1に規定する海域	（90） 第二条1に規定する海域
（91） 第二条1に規定する海域	（92） 第二条1に規定する海域	（93） 第二条1に規定する海域	（94） 第二条1に規定する海域	（95） 第二条1に規定する海域	（96） 第二条1に規定する海域
（97） 第二条1に規定する海域	（98） 第二条1に規定する海域	（99） 第二条1に規定する海域	（100） 第二条1に規定する海域	（101） 第二条1に規定する海域	（102） 第二条1に規定する海域

月三十一日までの期間内においては、禁止する。

ヤル諸島政府との間の協定されたマーシャル政府の定第一条に規定する海域発給した許可証を有する者

する

大西洋条約海 域		別表第九（第七十七条、第七十九条関係）	
届出海域		一　くろまぐろを転載しないこと。 二　大西洋条約海域（北緯五度の線以北の海域を除く。）において採捕したあおざめを転載しないこと。	
沿岸漁業		沿岸我が国の排他的經濟水域、領海及び内水並はれた海域から成る海域（東京都小笠原村南縄鳥島に係る排他的經濟水域及び領海並びに北海道稚内市宗谷岬突端を通る緯線以西、長崎県長崎市野母崎突端を通る緯線以北の日本海の海域を除く。）から成る海域	
業種		一　漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条1に定める海域 二　漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第九条2に定める海域 三　漁業に関する日本国と大韓民国との間との間の協定第七条1に定める海域 四　北緯三十度四十分十三秒の線以北、東経百二十四度四十四分五十四秒の線以東、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以西の東シナ海の海域（第二号に掲げる海域を除く。）	
届出漁制限又は禁止		別表第十（第八十二条関係）	
九分四十七秒の点		一　別表第四の沖合底びき網漁業の項第一号に掲げる海域をいう。） 二　沿岸まぐろはえ縄漁業によるめばかりぎめ又はよごれの採捕は、禁止する。 三　沿岸まぐろはえ縄漁業によるめばかりの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 四　沿岸まぐろはえ縄漁業によるめばかりにおいては、禁止する。 五　沿岸まぐろはえ縄漁業によるめばかりの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。	
別表第十一（第八十三条関係）		小型す別表第四の冲合底びき網漁業の項第一号の各号に掲げる海域における小型するめいか釣り釣り漁業の操業は、禁止する。か釣り釣りの操業は、禁止する。	
漁業		一　別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域 二　別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業に掲げる海域	
里の点		一　別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域 二　別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業に掲げる海域	
海里の点		一　別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域 二　別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業に掲げる海域	
里の点		一　別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域 二　別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業に掲げる海域	
海里の点		一　別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域 二　別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業に掲げる海域	
里の点		一　別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域 二　別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業に掲げる海域	
海里の点		一　別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域 二　別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業に掲げる海域	
里の点		一　別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域 二　別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業に掲げる海域	
海里の点		一　別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域 二　別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業に掲げる海域	
別表第十二（第八十八条関係）		水産動植物 禁止区域	
E海域		一　ひめうみがめ（その卵を含む。）北緯七十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域 二　北緯六十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域	
D海域		一　ひめうみがめ（その卵を含む。）北緯七十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域 二　北緯三十度の線以南、南緯三十度の線以北の海域	
別表第十三（第九十四条関係）		水産動植物 禁止区域	
C海域		一　ほつきよ（赤道以北の太平洋の海域 二　す鯨（大西洋の海域、赤道以北のインド洋の海域及び赤道以南の海域）	
B海域		一　こく鯨（赤道以北の太平洋の海域 二　すなめり（北緯四十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域）	
別表第十四（第一百一条関係）		水産動植物 禁止区域	
A海域		一　じゅごん（北緯三十度の線以南、南緯三十度の線以北の海域）	
E海域		一　おさがめ（その卵を含む。）北緯七十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域 二　北緯六十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域	